

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

## 証拠申請書

平成26年5月7日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦昭



頭書事件について、下記のとおり証拠を申し出ます。

### 第1 証人尋問の申出

#### 1 証人の表示

〒733-0842

広島市西区井口1-3-20

早稲田自動車学園内

証人 登島 輝雄 (同行)

(尋問予定時間60分)

#### 2 申出の理由

(1) 被告の主張事実全般

#### 3 尋問事項

別紙尋問事項書記載のとおり

(別紙)

尋問事項

証人 登島輝雄

1. 乙第20号証を示す。  
内容に間違いはありませんか。
2. 関連事項について。

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

## 証拠説明書

平成26年5月7日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦昭



乙 号証	標目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立証趣旨
21の 1および 2	消費者契約に関する 暫定的な自主行動基 準案	一般社団 法人全日 本指定自 動車教習 所協会連 合会	H25.5 こ ろ	平成25年6月17日開催の 全指連定時総会において、議 案として提出され可決され たガイドラインである。乙第 18号証の10頁乃至12頁に おいて整理されているもの と同様の内容であるが、全文 を提出するものである。
22	平成18年11月27 日の最高裁判例(判 例時報1958号)	判例時報 社		乙第18号証11頁、乙第21 号証の2、2頁5項において、 引用されている参考判例で あって、全指連では、このよ うな最高裁の判例を踏まえ て慎重にガイドラインを作 成しており、全国の指定自動 車学校に対して適切なアド バイスをしていると認めら れること。

以上

乙第 21 号証 〆 /

第 5 号議案審

平成 25 年 6 月 17 日

○ 消費者契約に関する暫定的な自主行動基準案

○

## 消費者契約に関する暫定的な自主行動基準案

この自主行動基準は、全指連が、消費者基本法第6条の規定に基づき、事業者団体として、教習所事業者がその消費者契約に関し遵守すべき基準の作成を支援するために、最低限の基準として策定したものである。会員の教習所にあつては、消費者契約に関し、この自主行動基準に準拠することにより、消費者との紛議を減少させ、業界全体として消費者からの信頼性を高めることに繋げていくこととする。

この自主行動基準は、会員の教習所を直接規制するものではなく、教習所が、消費者基本法第5条第1項を踏まえ、消費者の信頼を確保するために、同条第2項に基づき、その消費者契約に関し自らが遵守すべき基準を作成する等に当たり、参考となるものである。

なお、この自主行動基準は、業界が概ね合意できる事項を規定した当面の暫定的なものであり、別添「消費者契約に関する自主行動基準についての今後の課題」のとおり、更に検討すべき課題が残されている。それらの課題を検討し、順次、この自主行動基準の改定に努めるものとする。

## 1 重要な事項の不実告知、不告知の禁止

2の①～⑦に掲げるような重要な事項について、事実と異なることを告げ、又は故意に消費者の不利益となる事実を告げない行為をしてはならない。

(〈参照条文〉消費者契約法第4条第1項第1号・第2項)

## 2 重要な事項の書面による事前説明

消費者と契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、次に掲げるような重要な事項について、書面により説明するものとする。

- ① 教習の種別とその内容
- ② 教習を修了し、卒業するために必要な料金の総額
- ③ 追加技能教習料金、再検定料など、教習生ごとの事情により必要となる料金の項目及びその額
- ④ 追加技能教習料金が無料となるオプションや、任意の原付教習料金など、教習生において選択可能な料金であつて、教習料金に上乘せする場合の一定額の料金の項目及びその額
- ⑤ 夜間割増料金、乳幼児託児料金など、その他の事情により必要となる料金の項目及びその額
- ⑥ 料金の支払いの時期及び方法（前受金を受領する場合は、その支払いの時期及びその額）
- ⑦ 中途解約の場合における料金の払戻しに関する事項
- ⑧ 教習の修了期限及び卒業検定の実施期限に関する事項

⑨ 苦情を受け付けるための窓口

(〈参照条文〉消費者契約法第3条第1項)

3 契約書面の交付

消費者と契約を締結したときは、遅滞なく、2に掲げる事項が含まれる当該契約の内容を明らかにする書面をその者に交付するものとする。

4 未成年者との契約に関する遵守事項

未成年者と契約をする場合には、親権者の同意を得るものとする。

(〈参照条文〉民法第5条第1項・第2項)

5 中途解約

中途解約の申出があった場合は、速やかに解約の手続を行うものとする。

解約の時期を教習開始前と教習開始後とに区分し、解約事由等を勘案して、当該教習所があらかじめ定めた額を超えた額を請求してはならないものとする。

(〈参照条文〉消費者契約法第9条第1号)

(〈参照判例〉最高裁判所平成18年11月27日第二小法廷判決(民集60巻9号3437ページ)、最高裁判所平成18年11月27日第二小法廷判決(民集60巻9号3597ページ))

6 個人情報保護

個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(平成22年国家公安委員会告示第5号)及び指定自動車教習所業における個人情報保護に関する指針を遵守して、個人情報の適正な取扱いを確保するものとする。

7 苦情処理

教習所事業者は、その行う教習業務について、消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

教習所事業者は、苦情の処理に当たっては、その経過を記録し、保存するものとする。

(〈参照条文〉消費者基本法第5条第1項第4号)

8 教習所幹旋業を営む者に委託する場合の措置

教習所が、教習所幹旋業を営む者に対し、教習業務の提供に関する契約の締結の媒介について委託をするときは、当該教習所が遵守すべき消費者契約に関する基準のうち、教習所幹旋業を営む者も遵守すべき事項については、励行させるものとする。

## 9 事業者団体による指導

全指連は、都道府県協会に加盟している指定自動車教習所に対し、この自主行動基準の実効性を確保するための注意喚起として必要な指導を行うことができる。

(附則)

### 施行期日

この自主行動基準は、平成25年10月1日から施行する。

## 別 添

### 消費者契約に関する自主行動基準についての今後の課題

#### 1 前受金に係る保全措置

前受金に係る保全措置を講じる必要があるのか、どのようなときに保全措置が講じられるべきか、及びどのような保全措置を講じることが可能であるか。

#### 2 費目ごとの明細の明示

消費者と契約を締結したときに交付する書面において、役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額について、費目ごとの細目を明示すべきかどうか、及び細目はどの程度の費目ごととすべきか。

#### 3 未成年者との契約における親権者の同意

未成年者と契約をする場合に、親権者の同意を得る方法としてどの程度の確実性を要するものとするか。

#### 4 中途解約の場合における返金額

中途解約の場合における返金額は、教習開始前の解約と教習開始後の解約とに分けて、それぞれどのような考え方又は算式により決めるべきか。

#### 5 教習所幹旋業を営む者に委託する場合の措置

教習所が、教習所幹旋業を営む者に対し、教習業務の提供に関する契約の締結の媒介について委託をするときに、当該教習所が遵守すべき消費者契約に関する基準のうち、教習所幹旋業を営む者に遵守させる事項はどの範囲か、またどのような方法により遵守させるか。

# 学納金返還訴訟上告審判決

①～③最高裁二小法廷 18.11.27 判決

## ①事件

- 一 大学と当該大学の学生との間の在学契約の性質
- 二 大学の入学試験の合格者が納付する入学金の性質
- 三 大学と在学契約等を締結した者が当該在学契約等を任意に解除することの可否
- 四 大学の入学試験の合格者による書面によらない在学契約の解除の意思表示の効力
- 五 大学の入学試験の合格者が当該大学との間で在学契約等を締結して当該大学に入学金を納付した後に同契約等が解除された場合等における当該大学の入学金返還義務の有無
- 六 大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約の性質
- 七 大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約等の消費者契約該当性
- 八 大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約に関する消費者契約法九条一号所定の平均的な損害等の主張立証責任
- 九 大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約に対する消費者契約法九条一号の適用の効果
- 一〇 専願等を出願資格とする大学の推薦入学試験等の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約に対する消費者契約法九条一号の適用の効果

## ②事件

- 一 入学手続要項等に「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」等の記載がある大学の入学試験の合格者が当該大学との間で在学契約を締結した場合における入学式の無断欠席と在学契約の解除の意思表示
- 二 入学手続要項等に「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」等の記載がある大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料を返還しない旨の特約に対する消費者契約法九条一号の適用の効果

## ③事件

- 一 大学の入学試験の合格者と当該大学との間の在学契約における納付済みの授業料等を返還しない旨の特約と公序良俗違反
- 二 私立医科大学の平成一三年度の入学試験の合格者が同大学との間で納付済みの授業料等を返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した後に同契約を解除した場合において同特約は公序良俗に反しないなどとして同大学に対する納付済みの授業料等の返還請求が認められなかった事例



一 各事件は、いずれも、大学の入学試験に合格し、入学金、授業料等のいわゆる学生納付金を納付して入学手続を行った者が、その後同大学への入学を辞退したとして、不当利得返還請求権等に基づき、同大学に対し、既納付の学生納付金の返還を求めらるる事案である。

(1) 大学の入学試験に合格し、学生納付金を納付するなどして入学手続を行った者(以下「学生」という。)が、併願受験した他大学等に入学するなどの理由で先に入学手続を行った大学等への入学を辞退し、その大学等に対して納付済みの学生納付金の返還を求めらるる訴訟は、平成一四年以降、全国各地で提訴され、その数は、学生側が約三五〇名、学校側が約一五〇校とも言われている。

(2) 大多数の大学の入学試験においては、入学試験要項や入学手続要項等において、合格者につき、学生納付金の納付等の入学手続を行う入学手続期間を定め、この期間内に所定の入学手続を行わなかった者の入学を認めないものとする一方、入学手続を行った学生が納付した学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない、あるいは、所定の期限までに入学辞退を申し出た場合に限り入学金以外の学生納付金を返還する旨を定めており、学生と大学との間にそのような内容の合意(以下「不返還特約」という。)が成立しているときとされることから、一連の訴訟において、大学側は、不返還特約の存在を主張して、学生納付金の返還請求を拒んでいるのに対し、学生側

は、不返還特約が公序良俗に反し無効である、あるいは、消費者契約法施行後の事案(平成一四年度以降の入学試験の事案)については、不返還特約は同法九条一号により無効であるなどと主張しており、不返還特約の効力はもとより、その前提として、学生と大学との間に締結される在学契約、学生納付金及び不返還特約の性質、内容等、多数の点について双方の主張が対立している。

(3) 一連の訴訟における下級審判決は、入学金については、ほぼ一致して、その返還請求を認めず、授業料等については、消費者契約法施行後の平成一四年度以降の入学試験に係る事案については、三月三十一日までに入学辞退すなわち在学契約の解除がされた場合には、消費者契約法九条一号により不返還特約は無効であり、大学は授業料等を返還する義務を負うという点は概ね一致しているが、四月一日以降に在学契約の解除がされた場合でも不返還特約が無効となる場合があるかどうか、口頭による入学辞退の申出であっても有効に在学契約の解除の効力を生ずるかどうかに関しては、判断が分かれている。また、同法施行前の平成一三年度以前の入学試験に係る事案についても、不返還特約が公序良俗に反し、大学が授業料等を返還する義務を負うかどうかに関し、判断が分かれている。

三 各事件の事案及び裁判所の判断の内容等の概略は、次のようなものである。

(1) ①事件について X<sub>1</sub>は、Y大学芸術学部演劇学科の一般推薦(公募制)入学試験に合格して所定の納付期限である平成一三年一二月四日までに学生納付金を納付した者である。この入学試験は、合格した場合、本学部に入学者であることを確約できることが出願資格とされている、いわゆる専願入試といわれるものであったところ、X<sub>1</sub>は、平成一四年三月一日に、Y大学に対し、「退学願」を提出して、入学辞退を申し出た。また、X<sub>2</sub>は、Y大学文学部心理学科の一般入学試験に合格して学生納付金を納付した者であり、同月二九日ころ、電話でY大学に入学辞退を通知したが、「入学辞退届出」と題する書面がY大学に到達したのは同年四月三日であった。X<sub>2</sub>らが受験した入学試験に係る入学試験要項及び入学手続要項には、既納付の学生納付金はいかなる理由があっても返還しない旨が記載されており、X<sub>1</sub>らとY大学との間においては、この記載に従った不返還特約が成立していた。

原審は、X<sub>1</sub>らの入学金の返還請求を認めず、入学金以外の学生納付金(授業料等、後援会費)の返還請求については、三月三十一日までに在学契約を解除したX<sub>1</sub>については認容すべきものとしたが、X<sub>2</sub>については、①口頭による入学辞退の申入れによっても原則として在学契約解除の効力は生じない、②X<sub>2</sub>は平成一四年四月一日をもってY大学の学生たる地位を取得し、Y大学はX<sub>2</sub>に対し在学契約上の義務である教育役務の提供を開始したから、入学金以外の学生納付金についても返還義務を負わないとして、請求を棄却した。

最高裁は、入学金については返還請求を認めず、入学金以外の学生納付金については、専願入試の合格者であるX<sub>1</sub>については、在学契約の解除の時期が当該大学において同解除を前提として他の入学試験等によって代替の入学者を通常容易に確保することができるときを経過していないなどの特段の事情がない限り、不返還特約については消費者契約法九条一号所定の平均的な損害を超える部分は存せず、返還請求は認められないとして、この特段の事情の有無について更に審理させるために、返還請求を認容した部分を破棄して、同部分を原審に差し戻し、X<sub>2</sub>については、三月中に在学契約解除の効力が生じたことを前提に、同号により不返還特約は無効であるとして、返還請求を認容すべきものとした。

(2) ②事件について X<sub>1</sub>は、Yの設置するY<sub>1</sub>大学の入学試験の合格者、X<sub>2</sub>はYの設置するY<sub>2</sub>女子大学の入学試験の合格者である。X<sub>1</sub>らとYとの間には、いったん納付された学生納付金はいかなる事情があっても返還されない旨の不返還特約が成立していたほか、Y<sub>2</sub>女子大学の入学試験の入学手続要項等には、平成一四年四月二日の入学式を無断欠席した場合に入学金資格を失う旨記載されていた(以下、この種の記載を「入学式欠席条項」という。)X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は、学生納付金を納付して入学手続を行った後、入学式に欠席し、その後の平成一四年六月、八月、Y<sub>1</sub>に対して、納付済みの学生納付金の返還を請求した。一方、X<sub>1</sub>が合格したY<sub>1</sub>大学の入学試験

は、原審は、X<sub>1</sub>らの入学金の返還請求を認めず、入学金以外の学生納付金(授業料等、後援会費)の返還請求については、三月三十一日までに在学契約を解除したX<sub>1</sub>については認容すべきものとしたが、X<sub>2</sub>については、①口頭による入学辞退の申入れによっても原則として在学契約解除の効力は生じない、②X<sub>2</sub>は平成一四年四月一日をもってY大学の学生たる地位を取得し、Y大学はX<sub>2</sub>に対し在学契約上の義務である教育役務の提供を開始したから、入学金以外の学生納付金についても返還義務を負わないとして、請求を棄却した。

最高裁は、入学金については返還請求を認めず、入学金以外の学生納付金については、専願入試の合格者であるX<sub>1</sub>については、在学契約の解除の時期が当該大学において同解除を前提として他の入学試験等によって代替の入学者を通常容易に確保することができるときを経過していないなどの特段の事情がない限り、不返還特約については消費者契約法九条一号所定の平均的な損害を超える部分は存せず、返還請求は認められないとして、この特段の事情の有無について更に審理させるために、返還請求を認容した部分を破棄して、同部分を原審に差し戻し、X<sub>2</sub>については、三月中に在学契約解除の効力が生じたことを前提に、同号により不返還特約は無効であるとして、返還請求を認容すべきものとした。

(2) ②事件について X<sub>1</sub>は、Yの設置するY<sub>1</sub>大学の入学試験の合格者、X<sub>2</sub>はYの設置するY<sub>2</sub>女子大学の入学試験の合格者である。X<sub>1</sub>らとYとの間には、いったん納付された学生納付金はいかなる事情があっても返還されない旨の不返還特約が成立していたほか、Y<sub>2</sub>女子大学の入学試験の入学手続要項等には、平成一四年四月二日の入学式を無断欠席した場合に入学金資格を失う旨記載されていた(以下、この種の記載を「入学式欠席条項」という。)X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は、学生納付金を納付して入学手続を行った後、入学式に欠席し、その後の平成一四年六月、八月、Y<sub>1</sub>に対して、納付済みの学生納付金の返還を請求した。一方、X<sub>1</sub>が合格したY<sub>1</sub>大学の入学試験

は、原審は、X<sub>1</sub>らの入学金の返還請求を認めず、入学金以外の学生納付金(授業料等、後援会費)の返還請求については、三月三十一日までに在学契約を解除したX<sub>1</sub>については認容すべきものとしたが、X<sub>2</sub>については、①口頭による入学辞退の申入れによっても原則として在学契約解除の効力は生じない、②X<sub>2</sub>は平成一四年四月一日をもってY大学の学生たる地位を取得し、Y大学はX<sub>2</sub>に対し在学契約上の義務である教育役務の提供を開始したから、入学金以外の学生納付金についても返還義務を負わないとして、請求を棄却した。

の入学手続要項等には入学式欠席条項はな  
く、X<sub>1</sub>は、平成一四年四月二日に、Yに對  
し、入学辞退を通知した。

原審は、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>については学生納付金の  
返還を請求した平成一四年六月八月に在学  
契約の解除の効力が生じたものとした上  
で、X<sub>4</sub>らによる在学契約の解除についてY  
に生ずべき平均的な損害の額は、Y、大学・  
X<sub>1</sub>関係については三〇万円、Y、女子大学・  
X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>関係については各二〇万円であると  
して、X<sub>4</sub>らが納付した授業料等のうち在学  
契約解除の日の翌日以降の分として日割計  
算された額からこの平均的な損害の額を控  
除した残額の返還を命じた(残額が〇とな  
るX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>の返還請求は棄却)。

最高裁は、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>については、入学式欠  
席条項の存在を理由に、入学式の欠席をも  
つて在学契約が黙示に解除され、この解除  
について大学に生ずべき平均的な損害は存  
しないとして、授業料等の返還請求を認容  
した(X<sub>1</sub>については、入学式欠席条項がな  
いことから、納付済みの授業料等が平均的  
な損害を超えるものではないとして、返還  
請求を棄却)。

(3) ③事件について

Xは、Yの設置する私立医科大学医学部  
医学科の平成一三年度の入学試験に繰上合  
格(第一次繰上合格)した者であり、所定  
の期限である平成一三年三月八日までに、  
所定の学生納付金として、入学金一〇〇万  
円及び授業料等六一四万円(第一期分授業  
料、実習料、施設拡充費一一四万円、初年  
度分教育充実費五〇〇万円)二年度分以降

は年九〇万円)ほかを納付して入学手続を  
完了した。入学手続完了者が同年三月二  
日正午までに入学辞退を申し出た場合に  
は、入学金以外の学生納付金を返還するこ  
ととされてきたところ、Xは、四月二二  
日、併願受験していた国立大学医学部の後  
期日程入学試験に合格し、同月二六日、Y  
に對して、入学を辞退する旨申し出た。

一番は、Xの請求を全部棄却したが、原  
審(本誌一八八二・四四)は、不返還特約  
は、大学がその優越的地位を利用して、受  
験生の窮迫に乗じて一方的に定めたもので  
あって、四月一日より前に在学契約を解除  
したXとの関係では暴利行為に当たり、公  
序良俗に反し無効であるとして、授業料等  
の返還請求を認容した。

最高裁は、不返還特約は原則として公序  
良俗に反するものではなく、本件において  
も公序良俗に反しないと、その上で、多  
数意見は、Yが授業料等の返還請求を拒否  
することが信義に反するというべき事情も  
うかがわれないなどとして、Xの請求を全  
部棄却すべきものとした。これに對して  
は、本件では定員割れを起していないこ  
とや、不返還特約に係る授業料等の額が高  
額であることなどを指摘して、Yが授業料  
等の返還に応じないのは信義に反して許さ  
れないとする滝井裁判官の反対意見が付さ  
れている。

四 本件各判決は、多岐にわたる論点に  
ついて判示しているが、特に重要と思われ  
る若干の点について説明を加える。

(1) 入学辞退(在学契約の解除)の方法

について

最高裁は、在学契約の性質にかんがみ、  
学生の側からは原則としていつでも在学契  
約を解除することができる(①事件  
の判示事項三関係)上で、原則として口頭  
による入学辞退も有効な在学契約の解除の  
意思表示と認める(①事件の判示事項四関  
係)。契約解除の意思表示の方式は本来自  
由であり、①事件の事案では、入学辞退に  
ついて入学手続要項等に記載がないから、  
口頭での入学辞退が有効な在学契約の解除  
の意思表示と認めるべきことは当然と思わ  
れるが、学生は原則としていつでも任意に  
在学契約を解除することができること、入  
学手続要項等は大学側が一方的に定めるも  
のであって、後記のとおり、授業料等の返  
還を受けるためには三月中に在学契約が解  
除されることが必要となると、書面の送  
付、提出がなければ解除の効力が生じない  
とした場合には、三月下旬に他大学の補欠  
合格が決定したようなときには、学生に酷  
な事態が生ずる可能性があることなどを踏  
まえ、入学手続要項等に入学辞退届の提出  
に関する記載(もともと、この中には、授  
業料等の返還を求める手続として記載され  
ているものも少なくない)があつても、  
原則的には有効な在学契約解除の効力を生  
じさせるための方式を定めるものとは認め  
ないという方向性を示したものと理解され  
る。本件各判決と同日に最高裁第二小法廷  
が判決を言い渡した二つの事件(平成一七  
年(第)一二八三号及び平成一七年(第)二〇  
〇七号)の事案は、入学辞退又は授業料等

の返還に關して書面の提出等一定の手続に  
よることが入学手続要項等に記載されてい  
たが、各判決は、三月中にした口頭での入  
学辞退を有効な在学契約解除の意思表示と  
認めている。もともと、口頭(電話)で入  
学辞退を申し出た場合、後日その事実が争  
われたときには立証に困難を伴うから、で  
きる限り書面で届け出ることが望ましいこ  
とはいうまでもない。

例外として、最高裁は、入学手続要項等  
に入学式欠席条項(②事件の事案のような  
もの)のほか、「入学式を無断欠席した場合に  
は入学を辞退したものとみなす」、「入学式  
を無断欠席した場合には入学を取り消す」  
など、具体的な文言には差異がある。が  
記載されている場合には、入学式の無断欠  
席が原則として黙示の在学契約解除の意思  
表示に当たると判示している(②事件の判  
示事項一関係)。

(2) 消費者契約法九条一号との関係にお  
ける不返還特約の効力について

不返還特約のうち授業料等(諸会費等を  
含む。以下同じ)に關する部分は、在学  
契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違  
約金の定め(の性質を有し、在学契約は消費  
者契約法所定の消費者契約に該当する(①  
事件の判示事項六・七関係)。したがって、  
同法施行後に締結された在学契約に係る不  
返還特約(授業料等)に關する部分)は、同  
法九条一号所定の「消費者契約の解除に伴  
う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定  
める条項」に該当することになる。

同号は、そのような条項については、

「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に依り、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」とときは、その超える部分が無効となると定めているから、同法が適用される平成一四年度以降の入学試験に係る学生納付金の返還請求の事案では、基本的には、同号によって不返還特約の効力が決せられ、授業料等の返還請求の当否が判断されることとなる。

この「平均的な損害」とは、学説上、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生ずる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値を意味するものであるなどと定義されている（内閣府国民生活局消費者企画課編・逐条解説消費者契約法（補訂版）一六五等）。最高裁は、①事件及び②事件の各判決において、入学辞退に伴い大学が生ずべき平均的な損害を、一人の学生と大学との在学契約が解除されることによってその大学に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解した上で、大学の入学試験の受験者が複数の大学、学部を併願受験することが一般に行われており、大学も合格者のうちの相当数が実際には入学しないことを見込んであらかじめ入学定員を上回る数の合格者を決定するなどしていることなど諸般の

事情を踏まえ、大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生がその大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもつて予測される時点より前の在学契約の解除については、原則として、平均的な損害は存せず（不返還特約は無効、そのような時点以後の在学契約の解除については、原則として、その学生が入学することによって大学が取得できた初年度に納付すべき授業料等の額に相当する平均的な損害が存する（その限度で不返還特約は有効）としていた。続けて、最高裁は、現在の大

学の入学試験の事情を前提として、学生がその大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもつて予測される時点は、原則的に四月一日であるとして、在学契約の解除の時点が同日以降であるか三月三十一日以前であるかによって、平均的な損害の存否を画すべきものとした（①事件の判示事項九関係）。下級審判決は、これと同様に解するものが多いが、入学式まで、あるいは①事件の一番判決のように、授業開始時まで平均的な損害は存しないと解するものもある。三月末に繰上合格等が実施された場合、入学辞退の時期が四月一日以降になることも考えられるが、大多数の学生は、三月末までに進路が決定し、入学辞退をし得る状況にあることや、年度の開始日という基準の明確性などを考慮して、最高裁は、右のように判断したものとされる。最高裁は、この例外として、専願入試の

場合と入学式欠席条項がある場合とを挙げている（①事件の判示事項一〇及び②事件の判示事項二関係）。専願入試については、受験生が専願であることを前提に出願、受験し、在学契約を締結していることなどを考慮しつつ、他方で、専願入試に係る入学手続の期間が一般入試に比べてかなり早期であつて、学生がその後他大学、学部的一般入試を出願することも考えられ、入学辞退が非難されるべきものと一概には言い切れないことなどにも配慮したものと思われる。また、入学式欠席条項がある場合に

ついては、同条項の存在により、大学としては、学生の入学の意思の有無を入学式の欠席により最終的に確認し、入学式に無断欠席した学生については入学しなかったものとして取り扱い、学生も同条項の存在を前提に行動して、別途入学辞退を明示的に申し出ることが必ずしも期待し難いものと見ることができ、入学式の欠席をもつて在学契約が黙示に解除されることがあることは、大学としても織り込み済みといふべきであるとの判断に基づくものと理解される。本件各判決と同日最高裁第二小法廷が言い渡した平成一七年（受第一二八三号事件）の判決では、四月二日の就学手続日に就学手続を行わなければ入学許可が取り消される旨入学手続要項に記載されていた場合における就学手続日の欠席について、同じく平成一七年（受第一五三七号・第一五三八号事件）では、入学宣誓式に無断欠席した者は除籍となる旨入学手続要項に記載されて

いた場合における入学宣誓式の欠席及び四月一日以降入学宣誓式前の入学辞退について、各記載がいずれも入学式欠席条項と同趣旨のものとして、平均的な損害は存しない旨判断されている。

なお、大学にとつて、四月一日以降あるいは三月末の時点において代わりの入学者を補充することは実際には困難ないし不可能な場合も多いと思われるが、補充可能性の有無とその時点における在学契約の解除が織り込み済みと見るべきかどうかとは直ちには一致するものではないと思われる。

(3) 不返還特約と公序良俗違反について  
不返還特約が公序良俗に反するかどうかは、消費者契約法が適用されない平成一三年度以前の入学試験に係る在学契約において正面から問題となる。当事者は、損害賠償額の予定又は違約金の合意をした場合、現実の損害の発生の有無及びその多少を問わず、相手方に約定の額を請求することができるというのが民法上の原則であり、それが暴利行為に当たるとした場合に限って、公序良俗違反等の一般原則により合意の効力が制限される。

最高裁は、不返還特約は、その目的、意義等に照らし、一概に合理性を否定し難いこと、受験生はあらかじめ不返還特約の存在を認識して、その自由な意思に基づき受験及び入学手続等を行っていること、不返還特約の対象となる授業料等は、一般に最初の学期分ないし一年分であることなどを指摘して、多数の下級審判決と同様に、原

則として公序良俗違反には当たらない旨判示している(④事件の判示事項一関係)。

前述のように、大学は、入学辞退者が出ることを織り込んで合格者を定めているが、どれだけの入学辞退者が出るかは不確定であつて、最終的な入学者数が入学定員を下回つたり、逆に入学定員を大きく上回つたりする可能性がある一方で、大学は、収容定員等に応じて大学設備基準所定の人的物的教育設備を整える義務を負っていることなどから、三月中の在学契約の解除によつても、平均的な損害としては評価できない損失や不利益等が大学に生ずる可能性は否定できないように思われる。また、不返還特約については、昭和五〇年三月に参議院予算委員会で質疑が行われ、同年九月一日付で、当時の文部省管理局長・大学局長から各学校法人の理事長あてに、少なくとも入学料以外の学生納付金については、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いを避け、例えば、入学式の日から逆算しておおむね二週間前の日以降に徴収すること等の配慮を求める要請がされた。しかし、その後も、今回の訴訟提起に至るまで各大学の自主性にゆだねられてきたという経緯がある。

ところで、私立大学の医学・歯学関係の学部においては、一般に、入学金、授業料等ともかなり高額に定められている(概ね、入学金一〇〇〜一五〇万円、初年度授業料等五〇〇〜一〇〇〇万円。他の学部では、一般に入学金三〇万円前後、初年度授業料等一〇〇万円弱〜二〇〇万円以内のようである)。この点について、最高裁は、④事件において、定員管理の厳しさや、教育に要する経費が格段に高額であること(私立医科大学における学生一人当たりの年間の医学教育経費は平均約一六〇〇万円とも言われている)、修業年限が六年と長期であることなどを指摘して、不返還特約や入学金の定めが原則として公序良俗に反するとはいえない旨判示している。

五 本件各判決は、下級審において判断が分かれていた点を含め、大学の入学手続に際して納付される学生納付金をめぐる多数の論点について、最高裁として初めての判断を示し、学生納付金の返還請求の可否につき統一的な基準を示したものと、重要な意義を有し、実務に与える影響も大きいと思われる。(一部仮名)

不当利得返還請求事件、最高裁判一七(一)一五八号、一五九号、平一七・二二二小法廷判決、一部破棄差戻、一部破棄自判、一部上告棄却、民集六〇巻九号、一六〇巻九号、登載予定、一審大阪地裁平一四(一)六三八〇号、二審大阪高裁平一六(一)一〇八三三号、平一七・三・一〇判決、二審東京高裁平一六(一)二七一五号、平一七・三・一〇判決

① 学納金返還請求事件、最高裁判一七(一)四三七号、一四三八号、平一七・二二二小法廷判決、一部破棄自判、一部上告棄却、民集六〇巻九号、一六〇巻九号、登載予定、一審大阪地裁平一四(一)六三八〇号、二審大阪高裁平一六(一)一〇八三三号、平一七・三・一〇判決

② 学納金返還請求事件、最高裁判一七(一)一七号、二二二一八号、平一七・二二二小法廷判決、一部破棄自判、一部上告棄却、民集六〇巻九号、一六〇巻九号、登載予定、一審大阪地裁平一四(一)九六〇六号、二審大阪高裁平一五(一)三三七〇七号、平一七・三・一〇判決

△参照条文▽

①事件

一、二、五につき、民法三編二章(契約)

一につき、学校教育法五二条・六九条の二、教育基本法六条一

二、五、六、八、一〇につき、学校教育法六条

二、五につき、学校教育法施行規則四二条一

三、四につき、民法五四〇条一

三につき、憲法二六条一、学校教育法施行規則六七条

五につき、民法七〇三条

六、八、一〇につき、民法四二〇条

七につき、消費者契約法二条

八、一〇につき、消費者契約法九条

八につき、民法二編四章一節(総則)

九につき、学校教育法施行規則四四九条、七二条一

②事件

一につき、民法一編五章一節(総則)・五四〇条一

二につき、消費者契約法九条、民法四二〇条、学校教育法六条

③事件 一、二につき、民法九〇条・四二〇条、学校教育法六条 二につき、民法一条二・七〇三条

平成一七年(一)一五八号、第一一五九号

判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成一六年(一)第二七一五号不当利得返還請求事件について、同裁判所が平成一七年三月一〇日に言い渡した判決に対し、各上告人から上告があつた。よつて、当裁判所は、次のとおり判決する。

主文

一 原判決中、平成一七年(一)第一一五八号上告人の同号被上告人に対する控訴を棄却した部分及び同第一一五九号被上告人の同号上告人に対する控訴に基つき第一審判決を取り消した部分をいづれも破棄する。

二 平成一七年(一)第一一五八号上告人に関する前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

三 平成一七年(一)第一一五九号上告人に関する第一項の部分につき、同号被上告人の控訴を棄却する。

四 平成一七年(一)第一一五九号上告人のその余の上告を棄却する。

五 平成一七年(一)第一一五九号上告人と

同被告上告人との間においては、原審及び当審の訴訟費用は、これを五分し、その三を同被告上告人の負担とし、その余を同上告人の負担とする。

理由

第一 事実の概要

一 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 平成一七年(第一一五八号)上告人・同第一一五九号被告上告人(以下「被告大学」という。)は、学校教育法所定の大学である日本大学を設置する学校法人である(以下、被告大学の設置する日本大学を「被告大学」ということもある。)

(2) 平成一七年(第一一五八号)被告上告人(以下「原告X<sub>1</sub>」)は、平成一三年一月一七日、被告大学芸術学部演劇学科(演出コース)の平成一四年度一般推薦(公募制)入学試験(以下「本件推薦入試」という。)を受験し、同月二七日に合格し、被告大学が定めた「日本大学芸術学部平成一四年度一般推薦(公募制)入学試験要項」及び「平成一四年度日本大学芸術学部入学手続要項」「一般推薦(公募制)入学試験合格者」に従って、所定の期限までに、被告大学に対し、入学者納入金として、入学金二六万円、授業料等(授業料、施設設備資金、実験実習料)七十一万円及び後援会費一百万円の合計九十八万円(納付期限平成一三年一月二四日、上記授業料等及び後援会費については、いずれも初年度に納入すべき額の半額)を納付するとともに、

入学手続書類を提出し、入学手続を行った。なお、上記の「日本大学芸術学部平成一四年度一般推薦(公募制)入学試験要項」には、本件推薦入試の出願資格として「それぞれの分野に対する強い情熱を有し、芸術的資質に恵まれていて、将来性のある者。かつ合格した場合、本学部に入学することを確約できる者」と記載されていた。

(3) 平成一七年(第一一五九号)上告人(以下「原告X<sub>2</sub>」)は、原告X<sub>1</sub>と併せて「原告ら」ともいう。)は、被告大学の平成一四年度文理学部心理学科の一般入学試験を受験して合格し、被告大学が定めた「平成一四年度日本大学入学試験要項」及び「日本大学文理学部平成一四年度入学手続要項」に従って、所定の期限までに、被告大学に対し、入学者納入金として、入学金(入学申込金)二六万円(納付期限平成一四年三月一日)、授業料等(授業料、施設設備資金、実験実習料)四十二万円及び後援会費一百万円(以上の納付期限同月二五日、いずれも初年度に納入すべき額の半額)の合計六十九万円を納付するとともに、入学手続書類を提出し、入学手続を行った。

(4) 上記(2)及び(3)の各入学試験要項及び各入学手続要項(以下、これらを併せて「本件要項等」という。)には、いったん提出した入学手続書類及び入学者納入金は、いかなる理由があつても返還しない旨記載されていた。したがって、原告X<sub>1</sub>と被告大学、原告X<sub>2</sub>と被告大学との間で、それぞれ

納入した上記(2)及び(3)の入学者納入金(以下、これらを併せて「本件学生納付金」といい、このうち入学金を「本件入学金」、授業料等を「本件授業料等」、後援会費を「本件後援会費」という。)については、いかなる理由があつても被告大学において返還しない旨の合意(以下、これらを併せて「本件不返還特約」という。)がそれぞれ成立した。

(5) 原告X<sub>1</sub>は、平成一四年三月二三日、被告大学に対し、「退学願」と題する書面を提出して、被告大学への入学を辞退する旨申し出た。

(6) 原告X<sub>2</sub>は、平成一四年三月二九日ころ、被告大学に対し、電話で被告大学への入学を辞退する旨告げ、同年四月三日、原告X<sub>2</sub>が送付した「入学辞退届出」と題する書面が被告大学に到達した。

(7) 被告大学の学則には、①病氣その他やむを得ない事由のため、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で所属の学部長に退学願を提出して、許可を受けなければならない、②既納の学費はいかなる理由があつても返還しない旨の定めがある。

二 本件は、原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求める事案であり、被告大学は、原告らとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、原告

らの各請求を争っている。

第二 平成一七年(第一一五八号)上告代理人篠崎芳明ほかの上告受理申立て理由及び同第一一五九号上告代理人茨木茂、同小栗夏生、同原告一郎の上告受理申立て理由について

一 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、原告X<sub>1</sub>の請求については、原告X<sub>1</sub>に係る本件授業料等及び本件後援会費相当額の合計七十二万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、原告X<sub>2</sub>の請求については、全部棄却すべきものとした。

(1) 原告らが、被告大学に対して、本件学生納付金を全納し、かつ必要書類を提出し、被告大学がこれらを異議なく受領した時点で、それぞれ被告大学との間に在学契約(以下併せて「本件在学契約」という。)が成立した。

(2) 大学と在学契約を締結した入学試験の合格者は、原則としていつでも在学契約を解除することができる。入学試験合格者が在学契約成立後に入学辞退の申入れをすることは、在学契約の解除の意思表示であり、これにより在学契約は将来に向かって解消される。

(3) 在学契約の終了には、画一的あるいは明確な手続が要求されるものであり、また、入学試験の合格者本人の意思表示が最終的で確定的なものであることが確認される必要があるというべきであるから、入学辞退の申入れは、書面等による客観的に明確な方法でされなければならない、合格者本

人が口頭により入学辞退の申入れをしても、大学がこれを当然に入学辞退者として取り扱うなどの特段の事情がない限り、原則として在学契約の解除の効力は生じない。

したがって、原告X<sub>1</sub>に係る本件在学契約は、原告X<sub>2</sub>が「退学願」を提出した平成四年三月一三日に解除された。一方、原告X<sub>2</sub>が被告大学に対して電話により入学辞退を告げたことについては、上記特段の事情があると認められないから、これをもって在学契約解除の効力を認めることはできず、同年四月三日に被告大学に到達した「入学辞退届出」をもって、原告X<sub>2</sub>に係る本件在学契約が解除されたものというべきである。

(4) 本件学生納付金のうち、本件入学金は、入学事務手続の手数料、入学し得る地位取得の対価及び入学手続後に学生たる地位を取得する対価という性格を有する。原告らは、本件入学金の納付により、大学に入学し得る地位又は学生たる地位を取得するなどしてその対価を享受したものであるから、その後に入學を辞退してもその返還を求めるとはできない。

(5) 本件学生納付金のうち、本件授業料等及び本件後援会費は、在学契約に基づき被告大学から提供される教育役務、施設利用及び身分授与等のサービスの対価である。そして、年度の開始時点である四月一日より前に在学契約が解除された原告X<sub>1</sub>については、上記サービスの提供を受けていないから、被告大学が原告X<sub>1</sub>に対して本件

授業料等及び本件後援会費を返還する義務があるかどうかについては、本件不返還特約の有効性に懸かることになる。これに対して、四月一日以降に在学契約が解除された原告X<sub>2</sub>については、平成四年四月一日をもって被告大学の学生たる地位を取得し、これに伴い、被告大学は、原告X<sub>2</sub>に対して、在学契約上の義務である教育役務の提供を開始したものであるから、原告X<sub>2</sub>は、被告大学に対し、本件授業料等及び本件後援会費の返還を求めるとはできない。

(6) 大学の入学試験の合格者と大学を設け運営する学校法人との間で締結される在学契約は、消費者契約法二条三項所定の消費者契約に該当し、本件不返還特約は、同法九条一号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」(以下「違約金等条項」という。)に当たる。

(7) 四月一日より前に在学契約が解除された原告X<sub>1</sub>に関しては、在学契約の解除により被告大学に損害が発生したとは認められず、本件不返還特約のうち本件授業料等及び本件後援会費に係る部分は消費者契約法九条一号により無効であるから、被告大学は、原告X<sub>1</sub>に対し、本件授業料等及び本件後援会費相当額合計七二万円及びこれに対する遅延損害金の支払義務を負う。

二 しかしながら、原審の上記判断のうち、(3)、(5)及び(7)は是認することができない。その理由は、次のとおりである。なお、判断の前提となる事実は、原審の認定した事実並びに公知の事案及び裁判所に顕

著な事実である。

(1) 総論

ア 在学契約の性質

大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする(学校教育法五二条、六九条の二第二項)ものであり、大学を設置運営する学校法人等(以下においては、大学を設置運営する学校法人等も「大学」ということがある。)と当該大学の学生(以下においては、在学契約又はその予約を締結したがいまだ入学していない入学試験合格者を含めて「学生」ということがある。)との間に締結される在学契約は、大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、上記の目的にかなうた教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものである。また、上記の教育役務の提供等は、各大学の教育理念や教育方針の下に、その人的物的教育設備を用いて、学生との信頼関係を基礎として継続的、集团的に行なわれるものであつて、在学契約は、学生が、部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指針、規律に服するという要素も有している。このように、在学契約は、複合的な要素を有するものである上、上記大学

の目的や大学の公共性(教育基本法六条一項)等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており、取引法の原理にはなじまない側面も少なからず有している。以上の点にかんがみると、在学契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当である。

イ 在学契約の成立時期

大学は、一般に、学則や入学試験要項、入学手続要項等(以下、入学試験要項や入学手続要項等を併せて「要項等」と総称する。)において、当該大学の入学試験の合格者について、入学に先立ち、入学金(入学料)、授業料等の諸費用(これらを併せて「学生納付金」、「入学時納入金」、「校納金」等の名称が付されていることがある。以下においては「学生納付金」という。)の納付や必要書類の提出などの入学手続を行う期間を定めており、この期間内に所定の入学手続を完了しなかつた者の入学を認めないものとする一方、上記入学手続を行った者については、入学予定者として取り扱い、当該大学の学生として受け入れる準備を行っているものであるから、特段の事情のない限り、学生が要項等に定める入学手続の期間内に学生納付金の納付を含む入学手続を完了することによって、兩者の間に在学契約が成立するものと解するのが相当である。なお、要項等において、入学金とそれ以外の学生納付金とで異なる納付期限を設定し、入学金を納付することによつて、その後一定期限までに残余の学生納付

た事実並びに公知の事案及び裁判所に顕著な事実である。

金を納付して在学契約を成立させることのできる地位を与えている場合には、そのために従って入学金を納付し、入学手続の一部を行った時点で在学契約の予約が成立する一方、残余の手続を所定の期間内に完了した時点で在学契約が成立し、これを完了しなかった場合には上記予約は効力を失うものと解するのが相当である。もつとも、入学手続を完了して在学契約を締結した者が当該大学の学生の身分を取得するのは、当該大学が定める入学時期すなわち通常は入学年度の四月一日であり、大学によって教育役務の提供等が行われるのも同日以降であるから、双務契約としての在学契約における対価関係は、同日以降に発生することになる。

ウ 学生納付金の性質

大学が学則や要項等において、入学手続の際に納付すべきものと定めている学生納付金には、一般に、①入学金、②授業料（通常は初年度の最初の学期分又は初年度分）のほか、③実験実習費、施設設備費、教育充実費などの費目の金員、更には、④学生自治会費、同窓会費、父母会費、傷害保険料などの諸会費等（以下「諸会費等」という。）が含まれるところ、これらのうち②及び③（以下併せて「授業料等」という。）は、その費目の名称に照らしても、一般に、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するものと解され、④の諸会費等も、一般に、学生が大学において教育を受け、あるいは学生の地位にあることに付

随して必要となる費用として納付されるものであって、その使途が具体的に明示されているにすぎないものと解される。これに対して、①の入学金は、入学時にのみ納付することとされており、要項等において、他の学生納付金と納付期限に差異が設けられていることも多い上、一定の期限までに入学辞退を申し出た場合に入学金以外の学生納付金のみを返還する旨定められていることが多いなど、一般に他の学生納付金とは異なる取扱いがされており、法令上も授業料とは別に位置付けられている（学校教育法施行規則四一条一項七号等）。

また、我が国においては、大学の入学の時期は、原則として学年の初めすなわち四月一日とされ（学校教育法施行規則七二条、四四条及び各大学の学則の定め）、新入生を募集する時期も限定されているが、各大学、学部あるいは入学試験の種類等によって試験日が様々であるために、同一年度に複数の大学、学部を併願受験することが可能であることから、大学の入学試験の受験者の相当数が複数の大学、学部を併願受験し、合格した大学、学部の中から自己の志望等を勘案して実際に入学する大学、学部を選択している。そして、合否の発表日や入学手続の期間も各大学、学部あるいは入学試験の種類等によって様々に定められているため、受験した大学、学部への入学に合格した者は、当該大学、学部への入学についての志望の強さ、併願受験した他大学、他学部の入学試験の合否の結果あるいはその見通し、入学についての志望の

強さ等を勘案して、当該合格した大学、学部について、入学金の納付を含む入学手続の全部又は一部を行って在学契約又はその予約（以下、これらを併せて「在学契約等」という。）を締結するかどうかを決定することが通例である。入学試験合格者においては、在学契約等を締結することにより、在学契約等を締結した大学から正当な理由なくこの在学契約等を解除されない地位、すなわち当該大学に入学し得る地位を確保した上で、併願受験した他大学、他学部の入学試験の合否の結果を待つて最終的に入学する大学、学部を選択する（入学手続の全部又は一部を行って入学しないこととした大学、学部については、残余の入学手続を行わず、あるいは入学辞退を申し出る。）こととし、また、他大学、他学部

の入学試験が不合格となった場合でも、先に入学し得る地位を確保しておいた大学、学部に入學して、いわゆる浪人生活を回避するということが広く行われている。一方、大学としては、入学金の納付を含む入学手続の全部又は一部を行って在学契約等を締結した学生については、当該学生が現実に当該大学に入学するかどうかにかかわらず、入学予定者として扱い、当該大学の学生として受け入れるための事務手続等を行うことになる。

以上の諸事情及び入学金という名称に照らすと、入学金は、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価

としての性質を有するものであり、当該大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものといふべきである。そして、在学契約等を締結するに当たってそのような入学金の納付を義務付けていることが公序良俗に反するということはできない。

エ 在学契約等の解除

（イ）教育を受ける権利を保障している憲法二六条一項の趣旨や教育の理念にかんがみると、大学との間で在学契約等を締結した学生が、当該大学において教育を受けるかどうかについては、当該学生の意思が最大限尊重されるべきであるから、学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる一方、大学が正当な理由なく在学契約等を一方的に解除することは許されないものと解するのが相当である。なお、学校教育法施行規則六七条は、学生の退学は、教授会の議を経て学長が定める旨規定し、各大学の学則において、学生の側からの退学（在学契約の解除）について学長等の許可を得ることなどと定めている場合があるが、上記説示に照らすと、これらの定めをもって、学生による在学契約の解除権の行使を制約し、あるいは在学契約の解除の効力を妨げる趣旨のものとは解すべきではない。

（ロ）入学手続を完了して大学と在学契約を締結した学生が、併願受験して合格した他大学に入学する意思を固めたことやその他の理由で、先に在学契約を締結した大学

に入学する意思を失い、入学辞退を申し出ることは、在学契約の解除の意思表示と評価することができる。

(ウ) 入学辞退(在学契約の解除)は、その学生の身分、地位に重大な影響が生ずるものであり、また、大学は多数の学生に係る事務手続を取り扱っているから、個別の学生の入学辞退の意思は、書面等によりできるだけ明確かつ画一的な方法によって確認できることが望ましいといえるけれども、入学辞退の方式を定めた法令はなく、入学辞退の申出が当該学生本人の確定的な意思に基づくものであることが表示されている以上は、口頭によるものであつても、原則として有効な在学契約の解除の意思表示と認めるのが相当である。そして、上記のとおり、学生は原則としていつでも任意に在学契約を解除することができることにかんがみると、要項等において、所定の期限内までに書面で入学辞退を申し出たときは入学金以外の学生納付金を返還する旨を定めている場合や、入学辞退をするときは書面中し出る旨を定めている場合であつても、これらの定めが、書面によらなければ在学契約解除の効力が生じないとする趣旨のものであると解することはできない。

なお、要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」「あるいは「入学式を無断欠席した場合に入学を取り消す」というような記載がある場合には、学生が入学式を無断で欠席することは、特段の事情のない限り、黙示の在学契約解除の意思表示をしたものと解する

のが相当である。

(エ) 在学契約は、解除により将来に向かってその効力を失うから、少なくとも学生が大学に入学する日(通常は入学年度の四月一日)よりも前に在学契約が解除される場合には、学生は当該大学の学生としての身分を取得することも、当該大学から教育職務の提供等を受ける機会もないのであるから、特約のない限り、在学契約に基づく給付の対価としての授業料等を大学が取得する根拠を欠くことになり、大学は学生にこれを返還する義務を負うものというべきであるし、同日よりも後に在学契約が解除された場合であつても、前納された授業料等に対応する学期又は学年の途中で在学契約が解除されたものであるときは、いまだ大学が在学契約に基づく給付を提供していない部分に対応する授業料等については、大学が当然にこれを取得し得るものではないといふべきである。また、諸会費等についても、一般に前示のような費用として大学に納付されるものであつて、在学契約の締結に当たつて授業料等と併せて納付すべきものとされていることに照らすと、在学契約が解除されて将来に向かって効力を失つた場合、原則として、その返還に關して授業料等と別異に解すべき理由はなく、諸会費等の中には大学が別個の団体に交付すべきものが含まれているとしても、それだけでは大学には利得がないとして大学がその返還義務を免れる理由にはならないといふべきである。これに対して、学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を

有する入学金については、その納付をもつて学生は上記地位を取得するものであるから、その後には在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はないといふべきである。

オ 不返還特約の性質

(ウ) と同様、一般に、大学は、要項等において、「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない」、あるいは「所定の期限までに入学辞退を申し出た場合に限り、入学金以外の学生納付金を返還する」などと定めており、この場合、学生納付金を納付して特定の大学と在学契約等を締結した学生は、特段の事情のない限り、これらの定めを理解、認識した上で学生納付金を納付したものと認められるから、当該学生と当該大学との間では、在学契約等に關し、上記定めに従つた特約(以下「不返還特約」という。)が成立したものと認められる。

(イ) 上記のとおり、入学金については、その納付後に在学契約等が解除され、あるいは失効しても、その性質上大学はその返還義務を負うものではないから、不返還特約のうち入学金に關する部分は注意的な定めにはすぎない。

(ウ) 一方、不返還特約のうち授業料等に關する部分は、在学契約が解除された場合に本来は大学が学生に返還すべき授業料等に相當する額の金員を大学が取得することを定めた合意である。そして、前記のような我が国における大学の入学試験及び受験者の大学選択の次第の下では、入学試験に

合格した者が在学契約等を締結しても、実際に当該大学に入学するかどうかは多分に不確定なものであるが、私立大学においては、学生から納付を受ける授業料等がその支出を賄う主要な財源であつて、もう一つの重要な財源である図書館補助金も、在学者数や入学者数が収容定員や入学定員を大きく超過し又は大きく下回る場合には、減額されたり支給を受けられなくなつたりする(私立学校振興助成法五条二号、三号、六条、日本私立学校振興・共済事業団が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」等)上、大学は、その設置運営について法令の規制及び所轄庁による監督を受け、学則に定める収容定員等に應じて大学設置基準(短期大学においては短期大学設置基準)所定の人的物的教育設備を整える義務を負つており(学校教育法三条、学校教育法施行規則六六条)、入学者数が減少したからといって経費を削減することは容易ではない。しかも、大学が新入生を募集する時期は限られており、その時期を過ぎてから新入生を追加入学させることは困難であるし、大学における修業年限は、相当長期間(通常四年又は六年。短期大学においては二年又は三年。)に及ぶ(学校教育法五条、六九条の二第二項)ので、修業年限の途中からの中途入学者(いわゆる学士入学を含む編入学)によって入学する者を受け入れることも必ずしも容易とはいえない。また、入学者数の確保を図ろうとするあまり、入学辞退者が多数出ることを予想して学力水準の低い者の入学を許すことに



なれば、当該大学における教育研究や当該大学に対する社会的な評価の面で支障や不利益が生ずるおそれもある。これらの事情を考慮すると、不返還特約は、入学辞退（在学契約の解除）によって大学が被る可能性のある授業料等の収入の逸失その他有形、無形の損失や不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するほか、早期に学力水準の高い学生をもって適正な数の入学予定者を確保するという目的に資する側面も有するものといえる。

以上によれば、不返還特約のうち授業料等に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め等の性質を有するものと解するのが相当である。この点は、不返還特約のうち諸会費等に関する部分についても、基本的に妥当するものと解される。

したがって、不返還特約（授業料等及び諸会費等に関する部分。以下同じ。）が有効と認められる以上は、大学は授業料等及び諸会費等の返還義務を負わないというべきである。

カ 在学契約等への消費者契約法の適用  
消費者契約法は、同法二条一項に定める消費者と同条二項に定める事業者との間で締結される契約を消費者契約として、包括的に同法の適用対象としており（同条三項）、営利目的、非営利目的を問わず、公法人や公益法人を含むすべての法人が上記の事業者としての「法人」（同条二項）に該当するものと解されるから、在学契約の当事者である学生及び大学（学校法人等）

は、それぞれ上記の消費者及び事業者に当たる。したがって、同法施行後に締結された在学契約等は、同条三項所定の消費者契約に該当することが明らかであり、このことは、在学契約が前記のように取引法の原理にはなじまない側面を有していることによつて左右されるものではないというべきである。

キ 不返還特約の公序良俗違反該当性

前記のとおり、不返還特約は、在学契約の解除によつて大学が被る可能性のある授業料等の収入の逸失その他有形、無形の損失や不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するほか、早期に学力水準の高い学生をもって適正な数の入学予定者を確保するという目的に資する側面も有するものというべきであつて、一概にその合理性を否定することはできない。そして、このような不返還特約は、長年にわたりほとんどの私立大学の在学契約において設けられてきたものであり、入学試験受験者は、要項等によつて不返還特約の存在及びその内容を認識、理解した上で、その自由な意思に基づき、受験する大学を決定し、更に、合格した大学について学生納付金を納付するかどうか、学生納付金を納付した大学について入学辞退をするかどうかを、その利害得失を勘案しながら、それぞれ決定しているものである。また、不返還特約に係る授業料等及び諸会費等は、一般に入学年度の最

初の学期分ないし一年分のものである。

以上によれば、不返還特約は、その目的、意義に照らして、学生の大学選択に関する自由な意思決定を過度に制約し、その他学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるものでない限り、公序良俗に反するものとはいえないというべきである。

ク 不返還特約の消費者契約法上の効力

ア 消費者契約法九条一号の規定により、違約金等条項は、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」（以下「平均的な損害」という。）を超える部分が無効とされるところ、在学契約の解除に伴い大学に生ずべき平均的な損害は、一人の学生と大学との在学契約が解除されることによつて当該大学に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解するのが相当である。そして、上記平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべきである。

イ) とところで、前記のとおり、学生の大学選択に関する自由な意思決定は十分に尊重されなければならず、大学の入学試験に合格した者が常に当該大学と在学契約等を締結するとは限らないし、在学契約等を締結した学生が実際に当該大学に入学するか

どうかも多分に不確実なものである。そこで、一般に、各大学においては、入学試験に合格しても入学手続を行わない者や入学手続を行つて在学契約等を締結した後これらを解除しあるいは失効させる者が相当数存在することをあらかじめ見込んで、合格者を決定し、予算の策定作業を行つて人的物的教育設備を賡えている。また、各大学においては、同一学部、同一学科の入学試験を複数回実施したり、入学者の選抜方法を多様化したりするなどして、入学者の数及び質の確保を図ることに努め、あるいは、補充合格（追加合格）等によつて入学者を補充するなどの措置を講じている。このような実情の下においては、一人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後当該大学が合格者を決定するに当たつて繰り込み済みのものであれば、原則として、その解除によつて当該大学に損害が生じたということはできないものといふべきである。なお、一人の学生の在学契約の解除に伴い、大学においては、当該学生の受入れのために要した費用が無駄になったり、事務手続をやり直したための費用を要したりすることもあるが、これらは入学金によつて賄われているものといふことができる。

したがって、当該大学が合格者を決定するに当たつて繰り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的にも高い蓋然性をもつて予測される時点よりも前の時期に

おける解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきであり、学生の納付した授業料等及び諸会費等は、原則として、その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を越えるものといわなければならない。

これに対し、学生による在学契約の解除が、上記時点以後のものであれば、そのよくな時期における在学契約の解除は、当該大学が入学者を決定するに当たって織り込み済みのものということはできない。そして、大学の予算は年度単位で策定されてい(私立学校法四八条等)、当該年度の予算上の支出計画を変更するなどして人的物的教育設備を縮小したり、支出すべき費用を減少させたりすることは困難であること、一般に在学契約に基づく大学の学生に対する給付も一年を単位として準備されていることなどに照らすと、当該大学は、原則として、上記解除により、学生が当該年度に納付すべき授業料等及び諸会費等(ただし、在学契約に基づき大学が給付を提供した部分があるときは、これに対応する分を除く。)に相当する損害を被るものというべきであり、これが上記時期における在学契約の解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害ということが出来る。したがって、上記時期に在学契約を解除した学生の納付した初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害を越える部分は存しないものというべきである。

(ウ) そして、国立大学及び公立大学の後

期日種入学試験の合格者の発表が例年三月二四日ごろまでに行われており、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了していること、補充合格者の発表もほとんどが三月下旬までに行われているという実情の下においては、大多数の入学試験の受験者においては、三月下旬までに進路が決定し、あるいは進路を決定することが可能な状況にあって、入学しないこととした大学に係る在学契約については、三月中に解除の意思表示をし得る状況にあること、四月一日には大学の入学年度が始まり、在学契約を締結した者は学生としての身分を取得することからすると、一般に、四月一日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である三月三十一日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものでとまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を越えず、不返還特約はすべて有効となるというべきである。

もつとも、入学試験要項の定めにより、その大学、学部を専願あるいは第一志望とすること、又は入学することを確約することとができることが出願資格とされている推測入学試験(これに類する入学試験を合

わ)に合格して当該大学と在学契約を締結した学生については、上記出願資格の存在及び内容を理解、認識した上で、当該入学試験を受験し、在学契約を締結したものであること、これによって、他の多くの受験者よりも一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保していることに照らすと、学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきであるから、当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代わりの入学者を通常容易に確保することが出来る時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきである。

ケ 不返還特約等の消費者契約法一〇条該当性

前記のとおり、不返還特約のうち平均的な損害を越える部分に限って消費者契約法九条一号によって無効とされるのであり、前記の不返還特約の目的、意義に照らすと、同号によって無効とならない部分と、同法一〇条にいう「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当しないことは明らかである。また、入学金の納付の定めは、入学し得る地位を取得するための対価に關する定めであるから、同条にいう「民法、商法その他の法律の公の秩序に關しな

い規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」には該当せず、同条適用の要件を欠くものというべきである。

(2) 各論

以上を本件についてみると、次のようにいうことができる。

ア 原告らが被告大学に対して本件学生納付金全額を納付し、入学手続を行った時点で、それぞれ本件在学契約が成立した。前記(1)イにいう特段の事情はうかがわれな

イ 本件学生納付金のうち、本件授業料等及び本件後援会費は、在学契約に基づく被告大学の学生に対する給付の対価及び費用としての性質を有するものであるが、本件入学金は、被告大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、被告大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものというべきである。そして、本件入学金の納付の定めについては、これが公序良俗に反して無効と解すべき事情はうかがわれな

い。他に前記(1)ウにおいて提示する原則と異なる事情や特段の事情もうかがわれ

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、原告Xの請求のうち、本件入学金の返還を求める部分は理由がない。

ウ 原告Xは、平成一四年三月二十九日、電話で被告大学への入学を辞退する旨

告げたというのであるから、これにより原告X<sub>2</sub>の確定的な入学辞退の意思が表示されたものといふべきであり(なお、原告X<sub>2</sub>に係る本件奨学金等には入学辞退に関する記載があることはどうかをわれない)、このことは、その約五日後の同年四月三日に原告X<sub>2</sub>が送付した「入学辞退届出」が被告大学に到達したことによつても明らかである。そして、前記(1)エにおいて説示する原則と異なる事情もうかがわれぬから、これを有効な本件在学契約の解除の意思表示と解すべきである。したがつて、原告X<sub>2</sub>に係る本件在学契約は、同年三月二十九日ころ解除されたものと認められる。

また、原告X<sub>1</sub>に係る本件在学契約が同月一三日に解除されたことは、原審が判断するところである。

エ 本件不返還特約のうち、本件授業料等及び本件後援会費に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めの内容を有するものと解される。

オ 本件在学契約は消費者契約に当たり、本件不返還特約(本件授業料等及び本件後援会費に関する部分、以下同じ)は、違約金等条項に当たる。

カ(ア) 原告X<sub>1</sub>は、出願資格を「それぞれの分野に対する強い情熱を有し、芸術的資質に恵まれていて、将来性のある者。かつ合格した場合、本学部に入學することを確約できる者」とする本件推薦入試を出版、受験して、合格発表を受けた後に所定の期限内である平成一三年二月四日までに本件

学生納付金を納付して被告大学と在学契約を締結したというのであるから、上記在学契約の締結時点において原告X<sub>1</sub>が被告大学に入學することが客観的にも高い蓋然性をもつて予測される状況にあったものといふべきである。そうすると、原告X<sub>1</sub>が本件在学契約を解除した平成一四年三月一三日の時点において、被告大学において他の入學試験等によつて代替りの入學者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、この在学契約の解除について被告大学に生ずべき平均的な損害は、原告X<sub>1</sub>の納付した本件授業料等及び本件後援会費に相当する額を下回るものではないといふべきである。そして、原告X<sub>1</sub>に係る本件不返還特約が公序良俗に反して無効と解すべき事情はうかがわれず、消費者契約法一〇条により無効といふこともできないし、他にこれを無効と解すべき理由もない。そうであれば、原告X<sub>1</sub>に係る本件不返還特約は全部有効と認められるので、被告大学は、原告X<sub>1</sub>に対し、本件授業料等及び本件後援会費の返還義務を負わないといふべきである。

(イ) したがつて、上記の特段の事情について審理判断することなく、原告X<sub>1</sub>による在学契約の解除について被告大学に生ずべき平均的な損害が存しないと、原告X<sub>1</sub>が納付した本件授業料等及び本件後援会費の金額がこれを超えるものとした原審の判断には、判決に形響を及ぼすことが明らかでない。被告大学の論旨のうち、この点をいう部分(上告受理申立て理由第5、2(2)(イ) d)は理由があるが、その余の論旨は、以上の判断に反する限度においていづれも理由がない。原判決中、被告大学の原告X<sub>1</sub>に対する控訴を棄却した部分は破棄を免れない。

キ(ア) 原告X<sub>2</sub>は、平成一四年三月三十一日以前である同月二十九日ころ本件在学契約を解除したものであり、前記(1)クにおいて説示する原則と異なる事情もうかがわれぬから、上記時点では原告X<sub>2</sub>が被告大学に入學することが客観的にも高い蓋然性をもつて予測されるような状況になつたといふべきであり、この在学契約の解除については、被告大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであつて、原告X<sub>2</sub>が納付した本件授業料等及び本件後援会費は、その全額がこれを超えるものとして、原告X<sub>2</sub>に係る本件不返還特約は全部無効といふべきである。そうすると、被告大学は、原告X<sub>2</sub>に対し、本件授業料等及び本件後援会費を返還する義務を負う。

(イ) 以上によれば、書面によらない入学辞退の申出は原則として有効な在学契約の解除の意思表示とは認められないとして、同月二十九日ころ本件在学契約が解除されたことを認めず、同年四月三日に本件在学契約が解除されたことを前提に原告X<sub>2</sub>の請求のうち本件授業料等及び本件後援会費に係る請求を認めなかつた原審の判断には、判決に形響を及ぼすことが明らかでない。被告大学の論旨のうち、この点をいう部分(上告受理申立て理由第3)は理由があるが、その余の論旨は、以上の判断

に反する限度においていづれも理由がない。原判決中、原告X<sub>2</sub>の請求のうち本件授業料等及び本件後援会費に係る請求を棄却した部分は破棄を免れない。

第三 結論

以上のとおりであるから、原告X<sub>1</sub>の請求に関しては、被告大学の原告X<sub>1</sub>に基づき、原判決中被告大学の原告X<sub>1</sub>に対する控訴を棄却した部分(本件授業料等及び本件後援会費の返還請求を認容すべきものとした部分)を破棄し、更に審理を尽くさせるため同部分を原審に差し戻し、原告X<sub>2</sub>の請求に関しては、本件授業料等及び本件後援会費の返還請求を認容した第一審判決は相当であるから、原告X<sub>2</sub>の原告X<sub>2</sub>に基づき、原判決中被告大学の原告X<sub>2</sub>に対する控訴に基づき第一審判決を取り消した部分を破棄し、この部分に関する被告大学の控訴を棄却し、原告X<sub>2</sub>のその余の上告を棄却することとする。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

- 裁判長 裁判官 古田 佑紀
- 裁判官 津野 修
- 裁判官 今井 功
- 裁判官 中川 了滋
- 裁判官 滝井繁男は、退官につき署名押印することができない。
- 裁判長 裁判官 古田 佑紀

別紙 当事者目録  
 へ住所略

平成一七年(例)第一一五八号上告人・同  
第一一五九号被上告人

学校法人日本大学

同代表者理事長 小嶋 勝 衛

同訴訟代理人弁護士 篠崎 芳 明

斎藤 英 彦 長倉 澄

堀川 末 子 山崎 陽 久

山崎 重 吉 早瀬 真

加藤 濟 仁 鈴木 三 郎

大川 康 徳

同訴訟復代理人弁護士 野田 寛

《住所略》

平成一七年(例)第一一五八号被上告人

X<sub>1</sub>

《住所略》

平成一七年(例)第一一五九号上告人

X<sub>2</sub>

上記両名訴訟代理人弁護士

茨木 茂 小栗 夏 生

原 啓 二郎 永井 義 人

千葉 肇 鈴木 泰 文

高木 一 嘉 花輪 弘 華

廣 渡 鉄 中野 和 子

宮本 正 行 豊崎 寿 昌

井上 直 子 北村 晋 治

伊藤 方 一 堀谷 崇 之

北村 聡 子 高島 希 之

本間 紀 子 吉原 美由希

ほか

平成一七年(例)第一一五八号上告代理人篠崎芳明ほかの上告受理申立て理由(略)

平成一七年(例)第一一五九号上告代理人茨

木茂、同小栗夏生、同原啓一郎の上告受理申立て理由(略)

②

平成一七年(例)第一四三七号、第一四三八号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成一六年(例)第一〇八三号学納金返還請求事件について、同裁判所が平成一七年四月二二日に言い渡した判決に対し、各上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

一 平成一七年(例)第一四三七号上告人の上告に基づき、原判決中、同号被上告人X<sub>1</sub>に関する同号上告人敗訴部分を破棄する。

二 前項の部分につき、平成一七年(例)第一四三七号被上告人X<sub>1</sub>の控訴を棄却する。

三 平成一七年(例)第一四三八号上告人X<sub>1</sub>の上告を棄却する。

四 平成一七年(例)第一四三八号上告人X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>及び同X<sub>4</sub>の各上告に基づき、

原判決中、同号被上告人の同号上告人X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>に対する控訴に基づき第一審判決を変更した部分、同号被上告人の同号上告人X<sub>4</sub>に対する控訴に基づき第一審判決を取り消した部分をいづれも破棄する。

五 前項の部分につき、平成一七年(例)第一四三八号被上告人の控訴をいづれも棄却する。

六 平成一七年(例)第一四三八号上告人X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>及び同X<sub>4</sub>のその余の上告をいづれも棄却する。

七 平成一七年(例)第一四三七号上告人の同号被上告人X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>に対する上告をいづれも棄却する。

八 平成一七年(例)第一四三八号上告人X<sub>1</sub>及び同X<sub>4</sub>の各上告に基づき、原判決中同上告人らに関する部分を次のとおり変更する。

第一審判決中同上告人らに関する部分を次のとおり変更する。

(1) 平成一七年(例)第一四三八号被上告人は、同号上告人X<sub>1</sub>に対し、五六万三〇〇〇円及びこれらに対する平成一四年一月五日から支払済みまで年

五分の割合による金員を支払え。

(2) 平成一七年(例)第一四三八号上告人X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>のその余の請求をいづれも棄却する。

九 訴訟費用は別表一のとりの負担とする。

理 由

第一 事実の概要

一 原審の適法に確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 平成一七年(例)第一四三七号上告人・同第一四三八号被上告人(以下「被告大

学」という。)は、学校教育法所定の大学である同志社大学及び同志社女子大学を設けずる学校法人である(以下、被告大学の設置する同志社大学を「被告同志社大学」、同志社女子大学を「被告女子大学」という)こともある。また、両大学を併せて「被告大学」ということもある。

(2) 平成一七年(例)第一四三七号被上告人・同第一四三八号上告人X<sub>1</sub>(以下「原告X<sub>1</sub>」)、同X<sub>2</sub>(以下「原告X<sub>2</sub>」)、同X<sub>3</sub>(以下「原告X<sub>3</sub>」)、同X<sub>4</sub>(以下「原告X<sub>4</sub>」)は、平成一七年(例)第一四三八号上告人X<sub>1</sub>(以下「原告X<sub>1</sub>」)という。及び同X<sub>2</sub>(以下「原告X<sub>2</sub>」)といふ。上記六名を併せて「原告ら」ともいう。は、いづれも、別表二の「入学試験」欄のとおり、被告同志社大学又は被告女子大学の平成一四年度入学試験を受験して合格し、被告同志社大学の合格者については、被告同志社大学の入学試験要項及び「二〇〇二年度入学手続等について」の定めに従って、被告女子大学の合格者については、被告女子大学の入学試験要項及び「合格された皆様へ」の定めに従って、それぞれ、所定の納付期限までに、被告大学に対し、別表二の「学生納付金」欄のとおり、入学金(以下「本件入学金」という)の納付(第一次手続)並びに授業料等(いづれも初年度分の半額ないし約半額。以下併せて「本件授業料等」という。)及び諸会費等(以下併せて「本件諸会費等」という)を併せて「本件諸会費等」といふ。本件入学金及び本件授業料等と併せて「本件学生納付金」という。)の納付(第

二次手続)を行った。

(3) 上記の各入学試験要項又は「二〇〇二年度入学手続等について」及び「合格された皆様へ」(以下併せて「本件要項等」という。)には、①合格者は、所定の期限(別表二の「学生納付金」欄の「納付期限」の年月日)までに第一次手続及び第二次手続を完了しなければ入学資格を失う旨記載されているほか、②いったん納付された学生納付金は、いかなる事情があつても返還しない旨記載され(この記載に係る合意を、以下「本件不返還特約」という。)、さらに、③被告女子大学の合格者については、平成一四年三月二日までに住民票記載事項証明書、保証書等を提出する旨及び同年四月二日の入学式の無届欠席の場合は入学資格を失う旨記載されている。

(4) ア 原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>及び同X<sub>4</sub>は、いずれも、平成一四年三月二日までに、上記(3)の書類を提出しなかった。  
イ 原告X<sub>1</sub>は、平成一四年四月二日、被告大学に対し、被告同志社大学への入学を辞退する旨を電話で通知した。

ウ 原告X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>は、平成一四年四月二日に行われた被告女子大学の平成一四年度入学式を欠席した。  
エ 原告X<sub>1</sub>、同X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>は、平成一四年六月七日、原告X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>は、同年八月二八日、いずれも、被告大学に対し、本件学生納付金の返還を請求した。

二 本件は、原告らが、それぞれ、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学

に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めらるる事案であり、被告大学は、原告らとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、原告らの各請求を争っている。

第二 平成一七年(昭和四三)七号上告代理人飯正市、同寺内則雄の上告受理申立て理由及び同第一四三八号上告代理人細川登子雄ほかの上告受理申立て理由について  
一(1) 原告は、上記事実関係の下において、後記(2)のとおり判断して、  
ア 原告X<sub>1</sub>については、三三万五三〇円(本件授業料等相当額の一部)  
イ 原告X<sub>2</sub>については、一五万二五四〇円(本件授業料等相当額の一部)  
ウ 原告X<sub>3</sub>については、二二万〇三五五円(本件授業料等相当額の一部)及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めらるる限度で請求を認容すべきものとし、  
エ 原告X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>については、請求を全部棄却すべきものとした。

(2) ア 原告らが被告大学に対して第二次手続を完了した時点で、それぞれ被告大学との間に在学契約(以下併せて「本件在学契約」という。)が成立した。  
イ 大学と在学契約を締結した学生は、いつでも在学契約を将来に向かって解除することができる。原告X<sub>1</sub>については、平成一四年四月二日、被告大学に入学辞退を通知したことにより、本件在学契約が解除された。  
ウ 原告X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同

X<sub>6</sub>については、それぞれ、前記第一の一(4)エにおいて本件学生納付金の返還を請求したことをもって、本件在学契約を解除したものとすべきである。原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>及び同X<sub>4</sub>が平成一四年三月二日までに前記第一の一(3)③の書類を提出しなかったことをもって在学契約を解除したものとすることはできないし、原告X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>が同年四月二日に行われた被告女子大学の入学式を欠席したことをもって在学契約を解除したものとすることもできない。したがって、原告X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>については、同年六月七日、原告X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>については、同年八月二八日に、それぞれ本件在学契約が解除された。

エ 本件学生納付金のうち、本件入学金は、被告大学への在学契約申込資格を保持し得る権利取得の対価としての性質及び在学契約が成立した場合に入学手続事務に因する諸費用に充当されるものとしての性質を有するから、本件入学金の納付により原告らがそのような権利を取得している以上、その後に入学金を辞退しても、被告大学が本件入学金を返還すべき義務を負うことはない。

他方、本件授業料等は、入学後において被告大学から教育業務及び物的教育研究施設等の提供を受けることの対価としての性質を有するから、入学を辞退し、在学契約が終了した場合には、被告大学による既履行部分を除き、本来的には返還されるべきものである。

また、本件諸会費等は、いずれも権利能

力なき社團である学友会等のために、被告大学が入学手続を利用して代理で徴収していたものである。したがって、本件諸会費等の返還請求は、被納付者である学友会等に対してされるべきであり、被告大学に対する請求は失当である。

オ 本件在学契約は、消費者契約法二条三項所定の消費者契約に該当し、本件不返還特約は、同法九条一号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」(以下「違約金等条項」という。)に当たるとする。

カ 被告大学においては、学校年度が開始する四月一日から、定員及び同日時点の在籍者数を基礎に準備された人的物的設備をもって施設利用及び教育的業務の提供が開始され、同日以降に一部の学生が入学を辞退した場合でも、少なくとも当該学校年度中は、被告大学において学生の減少に応じて授業内容や施設利用等について調整できる余地はまずなく、被告大学が支出すべき費用もほとんど減少するものではないことなどからすると、四月一日以降の入学辞退者に学生納付金を返還した場合には、被告大学に損害が発生するものというべきである。そして、①原告らが入学を辞退したそれぞれの学部・学科の授業内容、②各学部・学科の入学定員数、③四月一日以降の入学辞退により被告大学に発生するものと考えられる損害の内容(被告大学においては、平成一四年度を含めて、毎年、いずれの学部・学科においても大きな定員割れが生じていないこと等)、④大学側において

合格者中とだけだけの者が入学するかの予測は過去の実績をもつても困難であり、とりわけ、比較的規模が小さく、学部内の学科が細分化されている学部・学科においては、正確にそれを予測することは困難であると考えられることなど、諸般の事情を総合考慮すれば、原告X<sub>1</sub>が入学辞退した学部・学科における入学手続完了者の四月一日以降の入学辞退による平均的な損害(消費者契約法九条一号)の額は三〇万円、原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>及び同X<sub>5</sub>が入学辞退した学部・学科における入学手続完了者の四月一日以降の入学辞退による平均的な損害の額は三〇万円と認めるのが相当であり、本件不返還特約は、この平均的な損害の額を超える部分が無効となる。

そして、原告らは、いずれも四月一日以降に本件在学契約を解除したものであるから、それぞれが納付した本件授業料等を春学期の日数で日割計算し、入学辞退日の翌日から春学期最終日までの日数を乗じた金額(原告X<sub>1</sub>については六三万五三三〇円、原告X<sub>2</sub>については三三万五三三〇円、原告X<sub>3</sub>については四二万〇三五五円、原告X<sub>4</sub>及び同X<sub>5</sub>については各一〇万一一六三円、原告X<sub>6</sub>については一一万七五四四円)から上記平均的な損害の額を控除した残額(原告X<sub>1</sub>については三三万五三三〇円、原告X<sub>2</sub>については二二万〇三五五円、原告X<sub>3</sub>については二二万〇三五五円、原告X<sub>4</sub>及び同X<sub>5</sub>については二二万〇三五五円、原告X<sub>6</sub>については二二万〇三五五円)について返還を求めることができ(原告X<sub>1</sub>、同X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>についてはいずれも〇円となる)。

二 しかしながら、原審の上記(2)の判

断のうち、被告大学が原告らに対して本件入学金を返還する義務を負わないとした点は是認することができるが、ウ及びカは是認することができない。その理由は、次のとおりである。なお、判断の前提となる事実は、原審の認定した事実並びに公知の事実及び裁判所に顕著な事実である。

(1) 総論

ア 在学契約の性質

大学(短期大学を含む。以下同じ)は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする(学校教育法五二条、六九条の二第一項)ものであり、大学を設け運営する学校法人等(以下において、大学)と

いうことがある。)と当該大学の学生(以下において、在学契約又はその予約を締結したがいまだ入学していない入学試験合格者を含めて「学生」ということがある。)との間に締結される在学契約は、大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、上記の目的にかなった教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものである。また、上記の教育役務の提供等は、各大学の教育理念や教育方針の下に、その人的物的教育設備を用いて、学生との信頼関係を基礎として継続的、集団的に行なわれるものであ

て、在学契約は、学生が、部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指導、規律に服するという要素も有している。このように、在学契約は、複合的な要素を有するものである上、上記大学の目的や大学の公共性(教育基本法六条一項)等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており、取引法の原理にはなじまない側面も少なからず有している。以上の点にかんがみると、在学契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当である。

イ 在学契約の成立時期

大学は、一般に、学則や入学試験要項、入学手続要項等(以下、入学試験要項や入学手続要項等を併せて「要項等」と総称する)において、当該大学の入学試験の合格者について、入学に先立ち、入学金(入学料)、授業料等の諸費用(これらを併せて「学生納付金」、「入学時納入金」、「校納金」等の名称が付されていることがある。以下において「学生納付金」という。)の納付や必要書類の提出などの入学手続を行う期間を定めており、この期間内に所定の入学手続を完了しなかった者の入学を認めないものとする一方、上記入学手続を行った者については、入学予定者として取り扱われ、当該大学の学生として受け入れる準備を行っているものであるから、特段の事情のない限り、学生が要項等に定める入学手続の期間内に学生納付金の納付を含む入

学手続を完了することによって、両者の間に在学契約が成立するものと解するのが相当である。なお、要項等において、入学金とそれ以外の学生納付金とで異なる納付期限を設定し、入学金を納付することによって、その後一定期限までに残余の学生納付金を納付して在学契約を成立させることのできる地位を与えている場合には、その定めに従って入学金を納付し、入学手続の一部を行った時点で在学契約の予約が成立する一方、残余の手続を所定の期間内に完了した時点で在学契約が成立し、これを完了しなかった場合には上記予約は効力を失うものと解するのが相当である。もつとも、入学手続を完了して在学契約を締結した者が当該大学の学生の身分を取得するのは、当該大学が定める入学時期すなわち通常は入学年度の四月一日であり、大学によって教育役務の提供等が行われるのも同日以降であるから、双務契約としての在学契約における対価関係は、同日以降に発生することになる。

ウ 学生納付金の性質  
大学が学則や要項等において、入学手続の際に納付すべきものと定めている学生納付金には、一般に、①入学金、②授業料(通常は初年度の最初の学期分又は初年度)のほか、③実験実習費、施設設備費、教育充実費などの費目の金員、更には、④学生自治会費、同窓会費、父母会費、傷害保険料などの諸会費等(以下「諸会費等」という)が含まれるところ、これらのうち②及び③(以下併せて「授業料等」とい

て、在学契約は、学生が、部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指導、規律に服するという要素も有している。このように、在学契約は、複合的な要素を有するものである上、上記大学の目的や大学の公共性(教育基本法六条一項)等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており、取引法の原理にはなじまない側面も少なからず有している。以上の点にかんがみると、在学契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当である。

う。は、その費目の名称に照らしても、一般に、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するものと解され、④の諸会費等も、一般に、学生が大学において教育を受け、あるいは学生の地位にあることに付随して必要となる費用として納付されるものであって、その使途が具体的に明示されているにすぎないものと解される。これに對して、①の入学金は、入学時にのみ納付することとされて、要項等において、他の学生納付金と納付期限に差異が設けられて、入学辞退を申し出た場合に入学金以外の学生納付金のみを返還する旨定められていることが多いなど、一般に他の学生納付金とは異なる取扱いがされており、法令上も授業料とは別に位置付けられている（学校教育法施行規則四條一項七号等）。

また、我が国においては、大学の入学の時期は、原則として学年の初めすなわち四月一日とされ（学校教育法施行規則七二條、四四條及び各大学の学則の定め）、新生を募集する時期も限定されているが、各大学、学部あるいは入学試験の種類等によって試験日が様々であるために、同一年度に複数の大学、学部を併願受験することが可能であることから、大学の入学試験の受験者の相当数が複数の大学、学部を併願受験し、合格した大学、学部の中から自己の志望等を勘案して実際に入学する大学、学部を選択している。そして、可否の発表日や入学手続の期間も各大学、学部あるい

は入学試験の種類等によって様々に定められているため、受験した大学、学部の入学試験に合格した者は、当該大学、学部への入学についての志望の強さ、併願受験した他大学、他学部の入学試験の可否の結果あるいはその見通し、入学についての志望の強さ等を勘案して、当該合格した大学、学部について、入学金の納付を含む入学手続の全部又は一部を行って在学契約又はその予約（以下、これらを併せて「在学契約等」という。）を締結するかどうかを決定することが通例である。入学試験合格者においては、在学契約等を締結することにより、在学契約等を締結した大学から正当な理由なくこの在学契約等を解除されない地位、すなわち当該大学に入学し得る地位を確保した上で、併願受験した他大学、他学部の入学試験の可否の結果を得て最終的に入学する大学、学部を選択する（入学手続の全部又は一部を行つたが入学しないこととした大学、学部については、残余の入学手続を行わず、あるいは入学辞退を申し出る。）こととし、また、他大学、他学部の入学試験が不合格となった場合でも、先に入学し得る地位を確保しておいた大学、学部に入學して、いわゆる浪人生活を回避するということが広く行われている。一方、大学としては、入学金の納付を含む入学手続の全部又は一部を行って在学契約等を締結した学生については、当該学生が現実に当該大学に入学するかどうかにかかわらず、入学予定者として扱い、当該大学の学生として受け入れるための事務手続等を

行うことになる。以上の諸事情及び入学金という名称に照らすと、入学金は、その額が不当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、当該大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものというべきである。そして、在学契約等を締結するに当たつてそのような入学金の納付を義務付けていることが公序良俗に反するということはできない。

エ 在学契約等の解除

（ア）教育を受ける権利を保障している憲法二六條一項の趣旨や教育の理念にかんがみると、大学との間で在学契約等を締結した学生が、当該大学において教育を受けるかどうかについては、当該学生の意思が最大限尊重されるべきであるから、学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる一方、大学が正当な理由なく在学契約等を一方的に解除することは許されないものと解するのが相当である。なお、学校教育法施行規則六七條は、学生の退学は、教授会の議を経て学長が定める旨規定し、各大学の学則において、学生の側からの退学（在学契約の解除）については学長等の許可を得ることなどと定めている場合があるが、上記説示に照らすと、これらの定めをもって、学生による在学契約の解除権の行使を制約

し、あるいは在学契約の解除の効力を妨げる趣旨のものとなすべきものではない。

（イ）入学手続を完了して大学と在学契約を締結した学生が、併願受験して合格した他大学に入学する意思を固めたことやその他の理由で、先に在学契約を締結した大学に入学する意思を失い、入学辞退を申し出ることが出来る。

（ウ）入学辞退（在学契約の解除）は、その学生の身分、地位に重大な影響が生ずるものであり、また、大学は多数の学生に係る事務手続を取り扱っているから、個別の学生の入学辞退の意思は、書面等によりできるだけ明確かつ画一的な方法によって確認できることが望ましいといえるけれども、入学辞退の方式を定めた法令はなく、入学辞退の申出が当該学生本人の確定的な意思に基づくものであることが表示されている以上は、口頭によるものであつても、原則として有効な在学契約の解除の意思表示と認めるのが相当である。そして、上記のとおり、学生は原則としていつでも任意に在学契約を解除することができることに

かんがみると、要項等において、所定の期限までに書面で入学辞退を申し出たときは入学金以外の学生納付金を返還する旨を定めている場合や、入学辞退をするときは書面で申し出る旨を定めている場合であつても、これらの定めが、書面によらなければ在学契約解除の効力が生じないとする趣旨のものであると解することはできない。なお、要項等に、「入学式を無断欠席し

る趣旨のものとなすべきものではない。

た場合には入学を辞退したものとみなす」  
 あるいは「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」というような記載がある場合には、学生が入学式を無断で欠席することは、特段の事情のない限り、黙示の在学契約解除の意思表示をしたものと解するのが相当である。

(エ) 在学契約は、解除により将来に向かってその効力を失うから、少なくとも学生が大学に入学する日(通常は入学年度の四月一日)よりも前に在学契約が解除される場合には、学生は当該大学の学生としての身分を取得することも、当該大学から教育後務の提供等を受ける機会もないのであるから、特約のない限り、在学契約に基づく給付の対価としての授業料等を大学が取得する根拠を欠くことになり、大学は学生にこれを返還する義務を負うものというべきであるし、同日よりも後に在学契約が解除された場合であっても、前納された授業料等に対応する学期又は学年の中途で在学契約が解除されたものであるときは、いまだ大学が在学契約に基づく給付を提供していない部分に対応する授業料等については、大学が当然にこれを取得し得るものではないというべきである。また、諸会費等についても、一般に前示のような費用として大学に納付されるものであって、在学契約の締結に当たって授業料等と併せて納付すべきものとされていることに照らすと、在学契約が解除されて将来に向かって効力を失った場合、原則として、その返還に関して授業料等と別異に解すべき理由はなく、諸

会費等の中には大学が別個の団体に交付すべきものが含まれているとしても、それだけでは大学には利得がないとして大学がその返還義務を免れる理由にはならないというべきである。これに対して、学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有する入学金については、その納付をもって学生は上記地位を取得するものであるから、その後には在学契約等が解除され、あるいは失効しても、大学はその返還義務を負う理由はないというべきである。

オ 不返還特約の性質

(ウ) とところで、一般に、大学は、要項等において、「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問はず返還しない」、あるいは「所定の期限までに入学辞退を申し出た場合に限る、入学金以外の学生納付金を返還する」などと定めており、この場合、学生納付金を納付して特定の大学と在学契約等を締結した学生は、特段の事情のない限り、これらの定めを理解、認識した上で学生納付金を納付したものと認められるから、当該学生と当該大学との間では、在学契約等に関し、上記定めに従った特約(以下「不返還特約」という。)が成立したものと認められる。

(イ) 上記のとおり、入学金については、その納付後に在学契約等が解除され、あるいは失効しても、その性質上大学はその返還義務を負うものではないから、不返還特約のうち入学金に関する部分は注意的な定めにはすぎない。

(ウ) 一方、不返還特約のうち授業料等に

関する部分は、在学契約が解除された場合に本来は大学が学生に返還すべき授業料等に相当する額の金員を大学が取得することを定めた合意である。そして、前記のような我が国における大学の入学試験及び受験者の大学選択の事情の下では、入学試験に合格した者が在学契約等を締結しても、実際に当該大学に入学するかどうかは多分に不確実なものであるが、私立大学においては、学生から納付を受ける授業料等がその支出を賄う主要な財源であつて、もう一つの重要な財源である国庫補助金も、在学者数や入学者数が収容定員や入学定員を大きく超過し又は大きく下回る場合には、減額されたり支給を受けられなくなったりする(私立学校振興助成法五条二号、三号、六条、日本私立学校振興・共済事業団が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」等)上、大学は、その設置運営について法令の規制及び所轄庁による監督を受け、学則に定める収容定員等に依りて大学設置基準(短期大学においては短期大学設置基準)所定の人的物的教育設備を整える義務を負つており(学校教育法三条、学校教育法施行規則六六条)、入学者数が減少したからといって経費を削減することは容易ではない。しかも、大学が新入生を募集する時期は限られており、その時期を過ぎてから新入生を追加入学させることは困難であるし、大学における修業年限は、相当長期間(通常四年又は六年、短期大学においては二年又は三年)に及ぶ(学校教育法五条、六九条の二第二項)ので、修業年限

の途中から中途入学者(いわゆる学士入学を含む編入学)によって入学する者)を受け入れることも必ずしも容易とはいえない。また、入学者数の確保を図ろうとするあまり、入学辞退者が多数出ることを予想して学力水準の低い者の入学を許すことになれば、当該大学における教育研究や当該大学に対する社会的な評価の面で支障や不利益が生ずるおそれもある。これらの事情を考慮すると、不返還特約は、入学辞退(在学契約の解除)によって大学が被る可能性のある授業料等の収入の逸失その他有形、無形の損失や不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するほか、早期に学力水準の高い学生をもって適正な数の入学予定者を確保するという目的に資する側面も有するものといえる。

以上によれば、不返還特約のうち授業料等に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め等の性質を有するものと解するのが相当である。この点は、不返還特約のうち諸会費等に関する部分についても、基本的に妥当するものと解される。

したがって、不返還特約(授業料等及び諸会費等に関する部分、以下同じ。)が有効と認められる以上は、大学は授業料等及び諸会費等の返還義務を負わないというべきである。

カ 在学契約等への消費者契約法の適用  
 消費者契約法は、同法二条一項に定める消費者と同条二項に定める事業者との間で締結される契約を消費者契約として、包括



的に同法の適用対象としており（同条三項）、営利目的、非営利目的を問わず、公法人や公益法人を含むすべての法人が上記の事業者としての「法人」（同条二項）に該当するものと解されるから、在学契約の当事者である学生及び大学（学校法人等）は、それぞれ上記の消費者及び事業者に当たる。したがって、同法施行後に締結された在学契約等は、同条三項所定の消費者契約に該当することが明らかであり、このことは、在学契約が前記のように取引法の原理にはなじまない側面を有していることによつて左右されるものではないというべきである。

そうすると、消費者契約に該当する在学契約に係る不返還特約は、違約金等条項に当たるといふべきである。

キ 不返還特約の公序良俗違反該当性  
前記のとおり、不返還特約は、在学契約の解除によつて大学が被る可能性のある授業料等の収入の逸失その他有形、無形の損失や不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するほか、早期に学力水準の高い学生をもつて適正な数の入学予定者を確保するという目的に資する側面も有するものといふべきであつて、一概にその合理性を否定することはできない。そして、このような不返還特約は、長年にわたりほとんどの私立大学の在学契約において設けられてきたものであり、入学試験受験者は、要項等によつて不返還特約の存在及びその内容を認識、理解した上で、その自由な意思に基

づき、受験する大学を決定し、更に、合格した大学について学生納付金を納付するかどうか、学生納付金を納付した大学について入学辞退をするかどうかを、その利害得失を勘案しながら、それぞれ決定しているものである。また、不返還特約に係る授業料等及び諸会費等は、一般に入学年度の最初の学期分ないし一年分のものである。

以上によれば、不返還特約は、その目的、意義に照らして、学生の大学選択に関する自由な意思決定を過度に制約し、その他学生の著しい不利益において大学が過大な利益を得ることになるような著しく合理性を欠くと認められるものでない限り、公序良俗に反するものとはいえないというべきである。

ク 不返還特約の消費者契約法上の効力  
消費者契約法九条一号の規定により、違約金等条項は、「当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害」（以下「平均的な損害」という。）を超える部分が無効とされるところ、在学契約の解除に伴い大学に生ずべき平均的な損害は、一人の学生と大学との在学契約が解除されることによつて当該大学に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解するのが相当である。そして、上記平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると

主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべきである。

（イ）ところで、前記のとおり、学生の大

学選択に関する自由な意思決定は十分に尊重されなければならず、大学の入学試験に合格した者が常に当該大学と在学契約等を締結するとは限らないし、在学契約等を締結した学生が実際に当該大学に入学するかどうかも多分に不確実なものである。そこで、一般に、各大学においては、入学試験に合格しても入学手続を行わない者や入学手続を行つて在学契約等を締結した後これを解除しあるいは失効させる者が相当数存在することをあらかじめ見込んで、合格者を決定し、予算の策定作業を行つて人的物的教育設備を整えている。また、各大学においては、同一学部、同一学科の入学試験を複数回実施したり、入学者の選抜方法を多様化したりするなどして、入学者の数及び質の確保を図ることに努め、あるいは、補欠合格（追加合格）等によつて入学者を補充するなどの措置を講じている。このような実情の下においては、一人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後当該大学が在学契約を解除した場合、その解除が当該大学が合格者を決定するに当たつて織り込み済みのものであれば、原則として、その解除によつて当該大学に損害が生じたといふことはできないものといふべきである。なお、一人の学生の在学契約の解除に伴い、大学においては、当該学生の受入れのために要した費用が無駄になったり、事

務手続をやり直すための費用を要したりすることもあるが、これらは入学金によつて賄われているものといふことができる。

したがって、当該大学が合格者を決定するに当たつて織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的にも高い蓋然性をもつて予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものといふべきであり、学生の納付した授業料等及び諸会費等は、原則として、その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものといわなければならない。

これに対し、学生による在学契約の解除が、上記時点以後のものであれば、そのような時期における在学契約の解除は、当該大学が入学者を決定するに当たつて織り込み済みのものといふことはできない。そして、大学の予算は年度単位で策定されてい（私立学校法四八条等）、当該年度の予算上の支出計画を変更するなどして人的物的教育設備を縮小したり、支出すべき費用を減少させたりすることは困難であること、一般に在学契約に基づく大学の学生に対する給付も一年を単位として準備されていることなどに照らすと、当該大学は、原則として、上記解除により、学生が当該年度に納付すべき授業料等及び諸会費等（ただし、在学契約に基づき大学が給付を提

を除く。)に相当する損害を被るものといふべきであり、これが上記時期における在学契約の解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害といふことができる。したがって、上記時期に在学契約を解除した学生の納付した初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害を超える部分は存しないものといふべきである。

(ウ) そして、国立大学及び公立大学の後期日程入学試験の合格者の発表が例年三月二四日ころまでに行われており、そのころまでには私立大学の正規合格者の発表もほぼ終了していること、補欠合格者の発表もほとんどが三月下旬までに行われているという実情の下においては、大多数の入学試験の受験者においては、三月下旬までに進路が決定し、あるいは進路を決定することが可能な状況にあって、入学しないこととした大学に係る在学契約については、三月中に解除の意思表示をし得る状況にあること、四月一日には大学の入学年度が始まり、在学契約を締結した者は学生としての身分を取得することからすると、一般に、四月一日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものといふべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である三月三十一日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表

示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるべきである。

もっとも、要項等に、「入学式を無断欠席した場合に入學を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載されている場合には、当該大学は、学生の入学の意思の有無を入学式の出席により最終的に確認し、入学式を無断で欠席した学生については入学しなかつたものとして取り扱うこととしており、学生もこのような前提の下に行動しているものといふことができるから、入学式の日までに在学契約が解除されることや、入学式を無断で欠席することにより学生によって在学契約が黙示に解除されることがあることは、当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日の翌日に、学生が当該大学に入學することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されることになるものといふべきであるから、入学式の日までに学生が明示又は黙示に在学契約を解除しても、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものといふべきである。

ケ 不返還特約等の消費者契約法一〇条該当性

前記のとおり、不返還特約のうち平均的な損害を超える部分に限って消費者契約法九条一号によって無効とされるのであり、

前記の不返還特約の目的、意義に照らすと、同号によって無効とならない部分が、同法一〇条にいう「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当しないことは明らかである。また、入学金の納付の定めは、入学し得る地位を取得するための対価に關する定めであるから、同条にいう「民法、商法その他の法律の公の秩序に關しな規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」には該当せず、同条適用の要件を欠くものといふべきである。

(2) 各論

以上を本件についてみると、次のようにいふことができる。

ア 原告らがそれぞれ被告大学に対して本件学生納付金全額を納付して第二次手続を完了した時点で、本件在学契約が成立した。前記(1)イにいう特段の事情はうかがわれない。

イ 本件学生納付金のうち、本件授業料等は、在学契約に基づく被告大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するものであるが、本件入学金は、被告大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、被告大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものといふべきである。そして、本件入学金の納付の定めが公序良俗に反して無効と解すべき事情はうかがわ

れないし、消費者契約法一〇条も適用されない。他に、前記(1)ウにおいて説示する原則と異なる事情や特段の事情もうかがわれない。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求のうち、本件入学金の返還を求めるところは、いづれも理由がない。

ウ 原告Xは、平成一四年四月二日、被告同志社大学への入学を辞退する旨の意思表示をしたというのであり、前記(1)エにおいて説示する原則と異なる事情もうかがわれないから、これを有効な在学契約の解除の意思表示と解すべきである。

一方、原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>及び同X<sub>4</sub>については、同原告らが同年三月二二日までに前記第一の(3)③の書類を提出しなかつたことをもって在学契約を解除したものであることとはできないことは原判決が説示するところである。しかし、前記のとおり、被告女子大学に係る本件要項等には、入学式の無届欠席の場合には入学資格を失う旨が記載されているところ、同原告らにおいて同年四月二日の被告女子大学の入学式に出席したことはうかがわれない。そうすると、同原告らは、上記入学式に欠席したものと推認され、また、原告X<sub>2</sub>及び同X<sub>3</sub>が上記入学式に欠席したことは、前記のとおりであつて、以上につき前記(1)エにいう特段の事情もうかがわれないから、これら有効な本件在学契約の解除の意思表示(黙示の意思表示)と解すべきである。したがって、原

告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>に係る本件在学契約は、いずれも平成一四年四月二日に解除された。

エ 本件不返還特約のうち、本件授業料等に関する部分は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めの本質を有するものと解される。

オ 本件在学契約は消費者契約に当たり、本件不返還特約（本件授業料等に関する部分。以下同じ。）は、違約金等条項に当たる。

カ 原告X<sub>1</sub>は、平成一四年四月二日に本件在学契約を解除したものであり、前記(1)クにおいて説示する原則と異なる事情もあががわれないから、上記解除当時において、同原告が被告同志社大学に入学することと客観的にも高い蓋然性をもって予測される状況にあったものというべきであり、この在学契約の解除について被告大学に生ずべき平均的な損害は、本件授業料等相当額を下回るものではないというべきである。

キ そして、本件不返還特約が公序良俗に反して無効と解すべき事情はあががわれないから、消費者契約法一〇条により無効ということもできない。

ク そうすると、原告X<sub>1</sub>に係る本件不返還特約は全部有効と認められ、被告大学は、同原告に対し、本件授業料等の返還義務を負わなければならないところ、同原告による在学契約の解除について被告大学に生ずべき平均的な損害が三〇万円であ

るとして、同原告が納付した本件授業料等の一部につき不当利得の成立を認められた原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかでない。被告大学の同原告に関する論旨のうち、この点をいう部分（上告受理申立て理由第3の4項）は理由があり、原判決中同原告に関する被告大学の敗訴部分は破棄を免れない。

ケ 他方、被告女子大学（原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>及び同X<sub>5</sub>関係）に係る本件要項等には、同年四月二日の入学式に無届で欠席した場合には、入学資格を失う旨記載されており、前記(1)クにおいて説示する原則と異なる事情もあががわれないから、被告大学としては、学生の入学の意思の有無を入学式の出席により最終的に確認し、入学式に出席しなかった学生については入学しなかったものとして取り扱うこととし、学生もこのような前提の下に行動しているものといふことができ、原告が入学式に無届で欠席することにより在学契約が黙示に解除されることがあることは、被告大学の予測の範囲内であるといふべきである。そうすると、同日の時点では、原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>が被告女子大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるような状況になく、この在学契約の解除については被告大学に生ずべき平均的な損害はいずれも存しないものといふべきである。したがって、同原告らが納付した本件授業料等は、その全額が上記の平均的な損害を超えるものとして、

同原告らに係る本件不返還特約は全部無効である。そして、同原告らについては、被告大学によって本件在学契約に基づく給付がされたものとは認められないから、被告大学は、同原告らに対し、本件授業料等を返還する義務を負うものといふべきである。

コ したがって、原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>に係る本件在学契約の解除について被告大学に生ずべき平均的な損害が二〇万円であるとして、同原告らが納付した本件授業料等の一部又は全部につき不当利得の成立を否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。同原告らの論旨のうちこの趣旨をいう部分（上告受理申立て理由第2及び第3）は理由があり、同原告らの本件授業料等に係る請求の一部又は全部を棄却した部分は破棄を免れない。なお、原判決中原告らの本件諸金費等に係る請求を棄却すべきものとした部分について、原告らは、上告受理申立ての理由を記載した書面を提出しない。

サ 被告大学及び原告らのその余の論旨は、以上の判断に反する限度においていずれも理由がない。

第三 結論

以上によれば、原告X<sub>1</sub>の請求に關しては、同原告の請求を棄却した第一審判決は相当であるから、被告大学の上告に基づき、原判決中被告大学敗訴部分を破棄して、同部分についての同原告の控訴を棄却

し、同原告の上告を棄却することとし、原告X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>及び同X<sub>4</sub>の請求に關しては、同原告らの本件授業料等に係る請求を認容すべきものとした第一審判決はいずれも相当であるから、同原告らの上告に基づき、被告大学の控訴に基づいて第一審判決を変更又は取り消した部分はいずれも破棄して、これらの部分についての被告大学の控訴をいずれも棄却し、同原告らのその余の上告及び被告大学の同原告X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>に対する上告をいずれも棄却することとし、原告X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>の請求に關しては、原告X<sub>5</sub>については五六一〇〇〇円、同X<sub>6</sub>については六五万三〇〇〇円及びこれらに対する各所状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきであるから、同原告らの上告に基づき、原判決中同原告らに關する部分を主文のとおり変更することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中川了滋  
 裁判官 津野修  
 裁判官 今井功  
 裁判官 滝井繁男は、退官につき署名押印することができない。  
 裁判長裁判官 中川了滋

別紙 当事者目録  
 住所略

川寧子雄ほかの上管受理申立て理由(略)

平成一七年(受)第一四三七八号上告代理人細  
 正市、同寺内則雄の上告受理申立て理由(略)

成 黒 田 中 中 高 畑 片 松 細  
 見 田 中 島 西 木 江 山 丸 川 寧子雄  
 眺 悦 宏 裕 吉 直 文 正 中  
 子 男 俊 治 人 朗 樹 雄 正 西  
 山 岡 河 日 安 山 細 目 国 中  
 本 本 野 高 尾 本 田 方 府 西  
 健 英 滯 明 明 祥 研 泰 啓  
 司 子 豊 司 裕 人 子 次 道 啓

上記六名訴訟代理人弁護士

〈ほか二名〉

平成一七年(受)第一四三七八号上告人 X<sub>1</sub>

〈ほか二名〉

同第一四三七八号上告人 X<sub>1</sub>

平成一七年(受)第一四三七七号被上告人

〈住所略〉

同代表者理事長 野本真也  
 同訴訟代理人弁護士 依正市  
 寺内則雄 学校法人同志社

平成一七年(受)第一四三七七号上告人・同  
 第一四三七八号被上告人

別表 1

負担すべき訴訟費用	負担者及び負担割合
学校法人同志社とX <sub>1</sub> との間における原審及び当審の訴訟費用	全部をX <sub>1</sub>
学校法人同志社とX <sub>2</sub> との間における原審及び当審の訴訟費用	3分し、その1をX <sub>2</sub> 、その余を学校法人同志社
学校法人同志社とX <sub>3</sub> との間における原審及び当審の訴訟費用	10分し、その3をX <sub>3</sub> 、その余を学校法人同志社
学校法人同志社とX <sub>4</sub> との間における原審及び当審の訴訟費用	3分し、その1をX <sub>4</sub> 、その余を学校法人同志社
学校法人同志社とX <sub>5</sub> との間における訴訟の総費用	3分し、その1をX <sub>5</sub> 、その余を学校法人同志社
学校法人同志社とX <sub>6</sub> との間における訴訟の総費用	10分し、その3をX <sub>6</sub> 、その余を学校法人同志社

本表中においては、「平成17年(受)第1437号上告人」・「平成17年(受)第1437号被上告人」・「平成17年(受)第1438号上告人」・「平成17年(受)第1438号被上告人」の呼称を省略する。

別表 2

原告	入学試験	学生納付金	
		第1次手続	第2次手続
原告 X <sub>1</sub>	被告同志社大学工学部 一般選抜B方式	入学金 25万円 〔納付期限：H14.2.22〕	授業料等 64万5500円 (授業料, 教育充実費, 実験実習料) 諸会費等 4750円 (工学会費, 学生会費) 〔納付期限：H14.3.25〕
		合計	90万0250円
原告 X <sub>2</sub>	被告女子大学 学芸学部英語英文学科 公募推薦入学試験 (適性検査方式)	入学金 26万円 〔納付期限：H13.12.14〕	授業料等 56万1000円 (授業料, 教育充実費) 諸会費等 1万円 (栄光会費, 学生会費) 〔納付期限：H14.2.4〕
		合計	83万1000円
原告 X <sub>3</sub>	被告女子大学 学芸学部情報メディア学科 公募推薦入学試験 (適性検査方式)	入学金 26万円 〔納付期限：H13.12.14〕	授業料等 65万3000円 (授業料, 教育充実費, 実験実習料) 諸会費等 1万円 (栄光会費, 学生会費) 〔納付期限：H14.2.4〕
		合計	92万3000円
原告 X <sub>4</sub>	被告女子大学 現代社会学部社会システム学 科 公募推薦入学試験 (適性検査方式)	入学金 26万円 〔納付期限：H13.12.14〕	授業料等 56万1000円 (授業料, 教育充実費) 諸会費等 1万円 (栄光会費, 学生会費) 〔納付期限：H14.2.4〕
		合計	83万1000円
原告 X <sub>5</sub>	被告女子大学 学芸学部英語英文学科 一般入学試験(前期)	入学金 26万円 〔納付期限：H14.2.22〕	授業料等 56万1000円 (授業料, 教育充実費) 諸会費等 1万円 (栄光会費, 学生会費) 〔納付期限：H14.3.22〕
		合計	83万1000円
原告 X <sub>6</sub>	被告女子大学 学芸学部情報メディア学科 公募推薦入学試験 (適性検査方式)	入学金 26万円 〔納付期限：H13.12.14〕	授業料等 65万3000円 (授業料, 教育充実費, 実験実習料) 諸会費等 1万円 (栄光会費, 学生会費) 〔納付期限：H14.2.4〕
		合計	92万3000円

平成一六年(例)第二一七号、第二一八号

判決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成一五年(例)第三七〇七号学納金返還請求事件について、同裁判所が平成一六年九月一〇日に言い渡した判決に対し、各上诉人から上告があつた。よつて、当裁判所は、次のとおり判決する。

主文

- 一 原判決中平成一六年(例)第二一七号上告人敗訴部分を破棄する。
- 二 前項の部分につき、平成一六年(例)第二一七号被上告人の控訴を棄却する。
- 三 平成一六年(例)第二一八号上告人の上告を棄却する。
- 四 原審及び当審の訴訟費用は平成一六年(例)第二一七号被上告人・同第二一八号上告人の負担とする。

理由

第一 事案の概要

一 原審の適法に確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

(1) 平成一六年(例)第二一七号上告人・同第二一八号被上告人(以下「被告大学」といふ)は、学校教育法所定の大学である大阪医科大学を設置する学校法人で

ある(以下、被告大学の設置する大阪医科大学を「被告大学」といふことある)。

(2) 平成一六年(例)第二一七号被上告人・同第二一八号上告人(以下「原告」といふ)は、被告大学が定めた平成一三年度入学試験要項に従つて、被告大学医学部医学科の平成一三年度入学試験を受験し、平成一三年三月二日、合格の発表(第一次線上合格)を受けた。

(3) 上記入学試験要項には、①合格者は、平成一三年三月二日午後三時までに入学手続を完了しなければならない、②欠員が生じた場合は、面接試験、小論文及び健康診断を実施の上、順次線上合格者を決定する、③入学手続時に、入学金一〇〇万円、授業料等六一四万円(授業料六一万円、実習料一二万円、施設拡充費四一万円、教育充実費五〇万円。このうち教育充実費は初年度分、その他は第一期分)、委託徴収金六万五〇〇円(PA会(保健者会)費第一期分、学友会入会金、学友会年会費)の合計七二〇万五〇〇円を納付する、④入学手続完了者が平成一三年三月二日正午までに被告大学所定の書面により入学辞退を申し出た場合には、入学金以外の納付金を返還するが、それより後に入学辞退を申し出た場合には、委託徴収金を返還するとの記載がある。

(4) また、被告大学の平成一三年度入学試験の第一次線上合格者用の「入学に関する手続について」には、①平成一三年三月八日午後三時までに上記③の納付金を納入すること及び②上記③④と同旨の記載がある。

ある。

(5) 原告は、上記④の期限である平成一三年三月八日までに、被告大学に対し、所定の納付金として、上記③の納付金七二〇万五〇〇円(以下「本件学生納付金」といふ)のうち、入学金を「本件入学金」、授業料等を「本件授業料等」、委託徴収金を「本件委託徴収金」といふ)を納付するなどして、入学手続を完了した。

原告は、上記③④及び上記④の各記載を認識して本件学生納付金を納付したものであり、原告と被告大学との間において、原告が被告大学への入学を辞退した場合における本件学生納付金の取扱いについて、上記各記載内容のとりの合意(以下「本件不返還特約」といふ)が成立した。

(6) 被告大学の学則には、次の定めがある。  
ア 入学定員、修業年限  
医学部医学科の入学定員は一〇〇名、収容定員は六〇〇名とし、修業年限は六年とする。  
イ 入学の時期及び学年  
入学の時期は学年の始めとする。学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。  
ウ 授業料その他の納付金  
授業料その他の納付金は、次のとおりとし、納付期限は、第一期分については、第二学年次は入学時、第二学年次以降は四月一五日、第二期分については、九月一五日、第三期分については、一月一五日とする。

a 授業料 年額一八二万円  
(第一期分及び第二期分各六一万円、第三期分六〇万円)

b 実習料 年額三四万円  
(第一期分及び第二期分各一二万円、第三期分一〇万円)

c 施設拡充費 年額一三二万円  
(第一期分及び第二期分各四一万円、第三期分四〇万円)

(イ) 上記(イ)に定めるもののほか、次の諸費を、入学時に一括納付しなければならない。  
a 入学金 一〇〇万円  
(入学時のみ納付)  
b 教育充実費 五〇〇万円  
(第二学年次以降は毎年九〇万円ずつ納付)

(ウ) 納付した授業料その他の納付金は、いかなる理由があつても返還しない。

(7) 原告は、平成一三年三月二日、併願受験していた神戸大学医学部の後期日程入学試験に合格し、同月二六日、同大学の入学手続を完了するとともに、被告大学に対して、口頭で被告大学への入学を辞退する旨申し出たところ、被告大学から書面を提出するよう求められたので、同月二七日付け入学辞退申請書を提出して、改めて被告大学への入学を辞退する旨の意思表示をした。  
(8) 被告大学は、平成一三年四月六日、原告に対し、本件委託徴収金六万五〇〇〇円を返還した。  
(9) 被告大学のような医学部ないし医科

大学においては、入学定員を遵守することが強く要請され、その学生募集については、学則定員一〇〇名の大学については、定員を厳守するとともに、一〇〇名以内にとどめる旨の社団法人日本私立医科大学協会の理事会申合せが存在していた。

(10) 被告大学の平成一三年度の入学試験においては、平成一三年二月二四日に発表された正規合格者は八三名であったが、そのうち入学手続締切日の同年三月二日までに入学手続をした者は五九名で、うち四〇名が入学を辞退し、一九名が被告大学に入学している。そして、同月二日から同年三月二日までに第一次、第二次の繰上合格者が発表され、更にその後同年三月三〇日まで第一六次までの繰上合格者が発表され、以上の繰上合格者合計一二五名のうち一〇一名が入学手続を行い、そのうち二〇名が入学を辞退し、八一名が被告大学に入学している。このような経過は、平成一一年度、平成一五年度の毎年ほぼ同様であり、入学辞退者があっても、結果的にはすべて入学定員（いずれの年度も一〇〇名）を現実には確保することができ、少なくともこの期間においては、被告大学に定員割れが生ずることはなかった。

(1) 被告大学の運営費は、学生が納付する学生納付金、国庫補助金及び附属病院の医療収入などにより賄われているが、大学部門の収支は、平成一一年度、平成一四年度まで毎年大幅な赤字を計上している。なお、私立大学医学部において一年間に学生一人当たりを要する経費は、平成一三年当

時、平均約一五〇〇万円であった。

(12) 当時の文部省管理局長及び同大学局長が文部大臣所轄各学校法人理事長あてに発した「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱について（通知）」（昭和五〇年九月一日付け文管振第二五一号。以下「昭和五〇年通知」という。）には、①私立大学が健全な経営を図るため、一定の入学者数の確保を図る必要上、合格者の入学意思を確認するため、早期に入学料を徴収する必要がある場合も多いと考えられる。②しかし、入学料以外の学生納付金については、合格発表後短期間に納入させようとする取扱いを避けることとする。③例えば、入学式の日から逆算しておおむね二週間前の日以降に徴収することとする等の配慮をすることが適当と考えられる、などと記載されている。

また、文部科学省は、平成一四年五月七日付けで「平成一五年度大学入学者選抜実施要項について」と題する通知（文科高第一七〇号文部科学省高等教育局長通知）を発して、私立大学に対し、私立大学の入学時における学生納付金の取扱いに関して、昭和五〇年通知を参照し、少なくとも入学料以外の学生納付金を納入する時期について、合格発表後短期間に納入させるような取扱いは避ける等の配慮を求めた。

二 本件は、原告が、被告大学への入学を辞退して被告大学との間の在学契約を解除したなどとして、被告大学に対し、不当利得返還請求権又は委任契約の終了に基づき受取物引渡請求権に基づき、本件学生

納付金相当額から返還済みの本件委託徴収金相当額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、被告大学は、原告との間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、原告の請求を争っている。

第二 平成一六年(四)第二一一七号上告代理人飯正市、同寺内則雄の上告受理申立て理由及び同第二一一八号上告代理人小谷貞一郎の上告受理申立て理由について

一 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、本件授業料等相当額六一四万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた限度で原告の請求を認容すべきものとした。

(1) 原告が被告大学に対して本件学生納付金の納付を含む入学手続を完了した時点で、被告大学との間に在学契約（以下「本件在学契約」という。）が成立した。

(2) 原告は、平成一三年三月二七日ころ、被告大学に対し、被告大学への入学を辞退する旨申し出たことよって、本件在学契約を解除するとの意思表示をしたのであるから、本件在学契約はそのころ将来に向かって効力を失った。

(3) 本件入学金は、その納付によって、合格者は当該大学に入学し得る地位を得ることになる反面、大学は一方的に在学契約を解除することを制約されることになるという意味において、一種の権利金銭的な性質を有するとともに、当該合格者を四月一日から入学する者として諸種の準備手続を行うための手続費用としての性質をも有す

る。したがって、本件不返還特約の効力はいかにかわらざ、被告大学は、被告大学への入学を辞退した原告にこれを返還する必要はない。

(4) 本件授業料等は、教育後務等の対価としての性質を有するものと解されるところ、本件在学契約は、学年の始まる四月一日より前に終了し、原告は、本件授業料等の対価である反対給付を何ら受けていないから、本件不返還特約が有効と認められなければ、被告大学は、原告に対して、本件授業料等の全額を返還する義務を負う。

(5) 本件不返還特約は、違約金ないし損害賠償の予定を定めたものと解される。

(6) 大学は、入学手続を行った入学試験合格者全員が当該大学に入学するとの前提で人的物的教育設備を整えているのではなく、入学辞退者数を予測しながら合格者を決定するなどしているから、四月一日より前に、入学手続を行った入学試験合格者の一部が入学を辞退したからといって、それによって直ちに当該大学に損害が発生するとは考え難い。被告大学においては、繰上合格によって定員を確保するための処理もしており、実際にも最近五年間は定員割れが生じていないことからすれば、定員割れを前提とした大きな損害が発生するとも認められないから、本件不返還特約による違約金ないし損害賠償の予定額（六一四万円）は、被告大学の被る実損害額を著しく上回る異常な高額といふべきである。

本件不返還特約と同種の学生納付金の不返還特約は、相当古くからほとんどの私立

大学において存在したものと考えられるところ、不返還特約が生まれてから今日までの間に、社会情勢及び法的状況は大きく変化し、昭和五〇年通知においても不返還特約の問題点が指摘されており、消費者契約法の成立過程においても学生納付金の不返還問題は議論されていた。そして、本件不返還特約は、被告大学が一方的に定めたものであり、その金額の合理性が検討された形跡はなく、入学金以外の学生納付金の返還を認める入学辞退期限を国立大学の後期日程入学試験の合格発表の前日に設定し、上記試験に合格して被告大学の入学を辞退しようとする者から、学生納付金の返還の機会を奪っており、原告としても、上記試験の合格を待つこととしてそれまで被告大学の入学手続をしなければ、被告大学から入学を取り消され、上記試験にも不合格であった場合には、受験浪人をすることを余儀なくされるという切迫状態にあった。これらの事情を考慮すると、原告のように四月一日より前に在学契約を解除する学生との関係においては、被告大学は、上記の受験者の心理状態に乗じて多額の学生納付金を納付させ、これを返還しない扱いをすることにより、被告大学の収入を増加させて財政状況の改善に資することを企図して、本件不返還特約を締結したものであるというべきであって、これは学生の窮迫に乗じたものといわざるを得ず、本件不返還特約は、被告大学がその優越的地位を利用してその裁量により学生納付金の納付期限を設定し、かつ、受験生の状況に乗じて一方的に定め

たものと評さざるを得ない。

したがって、本件不返還特約は、四月一日より前に本件在学契約を解除した原告との関係においては、暴利行為に当たり、公序良俗に違反して無効と解するのが相当である。

二 しかしながら、原審の上記判断のうち、被告大学が原告に本件入学金の返還を要しないとした点は是認することができ、(6)は是認することができない。その理由は、次のとおりである。なお、判断の前提となる事実、原審の認定した事実並びに公知の事実及び裁判所に顕著な事実である。

### (1) 総論

#### ア 在学契約の性質

大学（短期大学を含む。以下同じ。）は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする（学校教育法五二条、六九条の二第一項）ものであり、大学を設け運営する学校法人等（以下においては、大学を設置運営する学校法人等も「大学」ということがある。）と当該大学の学生（以下においては、在学契約又はその予約を締結したがいまだ入学していない入学試験合格者を含めて「学生」ということがある。）との間に締結される在学契約は、大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、上記の目的にかつた教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務

を負い、他方、学生が大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものである。また、上記の教育役務の提供等は、各大学の教育理念や教育方針の下に、その人的物的教育設備を用いて、学生との信頼関係を基礎として継続的、集団的に行なわれるものであって、在学契約は、学生が、部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指導、規律に服するという要素も有している。このように、在学契約は、複合的な要素を有するものである上、上記大学の目的や大学の公共性（教育基本法六条一項）等から、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されており、取引法の原理にはなじまない側面も少なからず有している。以上の点にかんがみると、在学契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当である。

#### イ 在学契約の成立時期

大学は、一般に、学期や入学試験要項、入学手続要項等（以下、入学試験要項や入学手続要項等を併せて「要項等」と総称する。）において、当該大学の入学試験の合格者について、入学に先立ち、入学金（入学料）、授業料等の諸費用（これらを併せて「学生納付金」、「入学時納入金」、「校納金」等の名称が付されていることがある。以下においては「学生納付金」という。）の納付や必要書類の提出などの入学手続を行う期間を定めており、この期間内に所定

の入学手続を完了しなかった者の入学を認めないものとする一方、上記入学手続を行った者については、入学予定者として取り扱い、当該大学の学生として受け入れる準備を行っているものであるから、特段の事情のない限り、学生が要項等に定める入学手続の期間内に学生納付金の納付を含む入学手続を完了することによって、両者の間に在学契約が成立するものと解するのが相当である。なお、要項等において、入学金とそれ以外の学生納付金とで異なる納付期限を設定し、入学金を納付することによって、その後一定期限までに残余の学生納付金を納付して在学契約を成立させることのできる地位を与えている場合には、そのために従って入学金を納付し、入学手続の一部を行った時点で在学契約の予約が成立する一方、残余の手続を所定の期間内に完了した時点で在学契約が成立し、これを完了しなかった場合には上記予約は効力を失うものと解するのが相当である。もっとも、入学手続を完了して在学契約を締結した者が当該大学の学生の身分を取得するのは、当該大学が定める入学時期すなわち通常は入学年度の四月一日であり、大学によって教育役務の提供等が行われるのも同日以降であるから、双務契約としての在学契約における対価関係は、同日以降に発生することになる。

#### ウ 学生納付金の性質

大学が学期や要項等において、入学手続の際に納付すべきものと定めている学生納付金には、一般に、①入学金 ②授業料

(通常は初年度の最初の学期分又は初年度分のほか、③実験実習費、施設設備費、教育充実費などの費目の金員、更には、④学生自治会費、同窓会費、父母会費、傷害保険料などの諸会費等(以下「諸会費等」という。)が含まれるところ、これらのうち②及び③(以下併せて「授業料等」という。))は、その費目の名称に照らしても、一般に、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するものと解され、④の諸会費等も、一般に、学生が大学において教育を受け、あるいは学生の地位にあることに付随して必要となる費用として納付されるものであって、その使途が具体的に明示されているにすぎないものと解される。これに對して、①の入学金は、入学時にのみ納付することとされて、要項等において、他の学生納付金と納付期限に差異が設けられていることも多い上、一定の期限までに入学辞退を申し出た場合に入学金以外の学生納付金のみを返還する旨定められていることが多いなど、一般に他の学生納付金とは異なる取扱いがされており、法令上も授業料とは別に位置付けられている(学校教育法施行規則四一条七号等)。

また、我が国においては、大学の入学の時期は、原則として学年の初めすなわち四月一日とされ(学校教育法施行規則七二条、四四一条及び各大学の学則の定め)、新入生を募集する時期も限定されているが、各大学、学部あるいは入学試験の種類等によつて試験日が様々であるために、同一年

度に複数の大学、学部を併願受験することが可能であることから、大学の入学試験の受験者の相当数が複数の大学、学部を併願受験し、合格した大学、学部の中から自己の志望等を勘案して実際に入学する大学、学部を選択している。そして、合否の発表日や入学手続の期間も各大学、学部あるいは入学試験の種類等によつて様々に定められていたため、受験した大学、学部の入学試験に合格した者は、当該大学、学部への入学についての志望の強さ、併願受験した他大学、他学部の入学試験の合否の結果あるいはその見通し、入学についての志望の強さ等を勘案して、当該合格した大学、学部について、入学金の納付を含む入学手続の全部又は一部を行つて在学契約又はその予約(以下、これらを併せて「在学契約等」という。)を締結するかどうかを決定することが通例である。入学試験合格者においては、在学契約等を締結することにより、在学契約等を締結した大学から正当な理由なくこの在学契約等を解除されない地位、すなわち当該大学に入学し得る地位を確保した上で、併願受験した他大学、他学部の入学試験の合否の結果を待つて最終的に入学する大学、学部を選択する(入学手続の全部又は一部を行つたが入学しないこととした大学、学部については、残余の入学手続を行わず、あるいは入学辞退を申し出る)こととし、また、他大学、他学部の入学試験が不合格となった場合でも、先に入学し得る地位を確保しておいた大学、学部に入學して、いわゆる浪人生活を回避

するといふことが広く行われている。一方、大学としては、入学金の納付を含む入学手続の全部又は一部を行つて在学契約等を締結した学生については、当該学生が現次に当該大学に入學するかどうかにかかわらず、入学予定者として扱い、当該大学の学生として受け入れるための事務手続等を行うことになる。

以上の諸事情及び入学金という名称に照らすと、入学金は、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該大学に入學し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、当該大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用にも充てられることが予定されているものといふべきである。そして、在学契約等を締結するに当たつてそのような入学金の納付を義務付けていることが公序良俗に反するといふことはできない。

エ 在学契約等の解除

(ア) 教育を受ける権利を保障している憲法二六一条一項の趣旨や教育の理念にかんがみると、大学との間で在学契約等を締結した学生が、当該大学において教育を受けるかどうかについては、当該学生の意思が最大限尊重されるべきであるから、学生は、原則として、いつでも任意に在学契約等を将来に向かって解除することができる一方、大学が正当な理由なく在学契約等を一方的に解除することは許されないものと解するのが相当である。なお、学校教育法施

行規則六七条は、学生の退学は、教授会の議を経て学長が定める旨規定し、各大学の学則において、学生の側からの退学(在学契約の解除)について学長等の許可を得ることなどと定めている場合があるが、上記説示に照らすと、これらの定めをもって、学生による在学契約の解除権の行使を制約し、あるいは在学契約の解除の効力を妨げる趣旨のものとは解すべきではない。

(イ) 入学手続を完了して大学と在学契約を締結した学生が、併願受験して合格した他大学に入學する意思を固めたことやその他の理由で、先に在学契約を締結した大学に入學する意思を失い、入学辞退を申し出ること、在学契約の解除の意思表示と評価することができる。

(ウ) 入学辞退(在学契約の解除)は、その学生の身分、地位に重大な影響が生ずるものであり、また、大学は多数の学生に係る事務手続を取り扱っているから、個別の学生の入学辞退の意思は、書面等によりできるだけ明確かつ画一的な方法によつて確認できることが望ましいといえるけれども、入学辞退の方式を定めた法令はなく、入学辞退の申出が当該学生本人の確定的な意思に基づくものであることが表示されている以上は、口頭によるものであつても、原則として有効な在学契約の解除の意思表示と認めるのが相当である。そして、上記のとおり、学生は原則としていつでも任意に在学契約を解除することができることにかんがみると、要項等において、所定の期限までに書面で入学辞退を申し出たときは



く、公序良俗に反するものとはいえない。その他、本件において、本件不返還特約の効力の全部又は一部を否定すべき事情や被告大学が本件学生納付金の返還を拒むことが信義に反するといふべき事情もどうかかわらない。

そうすると、被告大学は、原告に対し、本件授業料等について不当利得返還義務を負わないといふべきである。

カしたがって、本件不返還特約が無効であるとして、本件授業料等について不当利得の成立を認められた原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。被告大学の論旨のうち、この点をいう部分（上告受理申立て理由第4項の2〜4）は理由があるが、その余の論旨は、以上の判断に反する限度においていづれも理由がない。原判決中被告大学敗訴部分は破棄を免れない。他方、原判決中原告の請求を棄却すべきものとした部分は相当であつて、原告の論旨は理由がない。なお、原告は、選択的に準委任契約の終了に基づく受取物引渡請求権に基づく請求もするが、本件不返還特約が無効と認められない以上、その余の点について判断するまでもなく、同請求権に基づく請求も理由がないことは明らかである。

### 第三 結論

以上によれば、原告の請求を全部棄却すべきものとした第一審判決は相当であるから、被告大学の上诉状に基づき、原判決中被告大学敗訴部分を破棄し、同部分につき原告の控訴を棄却し、原告の上诉状を棄却する

こととする。

よつて、裁判官滝井繁男の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官滝井繁男の反対意見は、次のとおりである。

一 私も、本件不返還特約は公序良俗に反する無効なものではないと考えるが、本件においては、被告大学が原告の入学辞退後に所定の数の入学者を得たにもかかわらず本件不返還特約を援用し、教育役務の提供等、大学の学生に対する給付の対価及び費用の性質を有する授業料等の返還を拒否することは許されないと考える。

本件不返還特約の性質は損害賠償額の予定に該当するものであるところ、この合意は、契約の自由の原則に由来するものであつて、有効に行われた以上、裁判所はあらかじめ定められた損害の額を増減することはできないとされているものである（民法四二〇条一項後段）が、私法上の権利の行使は信義に従ひ誠実に行使すべきものであつて（民法一条二項）、本件不返還特約が設けられた趣旨、被告大学が主張する損害の内容に照らせば、被告大学がこれを援用して原告の納付した授業料等の返還請求を拒否することは著しく衡平を欠き信義に反し、許されないと考えるからである。

二 原告と被告大学との間に結ばれた本件在学契約は、被告大学が設置している大学において、大学の有する教育理念に基づき、その人的、物的設備を利用して教育役務を提供することを約し、学生となる原告

がその費用を負担し、報酬を支払うことを約する双務有償契約であつて、その中に、大学は学生が在学契約を解除しても在学契約締結に際して支払つた授業料等の返還義務を負わないとする本件不返還特約も含まれているのである。

私も、我が國大学の入学試験と受験者の大学選択の実情の下では、本件不返還特約は、学生の入学辞退に伴つて生じることがある大学の損害を回避する目的を有するものであり、著しく合理性を欠くものとまではいえないから、これを公序良俗に反し無効と解すべきものではないことは多数意見の指摘するところであると考える。

確かに学生が在学契約締結時に支払うことが求められる授業料等は入学後において学生が受けることとなる役務の対価であるところ、被告大学は、入学金のほか六年間で九五〇万円とされている教育充実費のうち五〇〇万円と第一期授業料等を含む六一四万円に及ぶ高額の授業料等を入学試験の合格通知を受けてから短期間の間に一括して支払を求め、学生が併願していること

の多い国立大学の後期日程の入学試験の合格発表までに入学辞退を申し出ない限り契約を解除しても返還をしないというのであつて、このような内容の本件不返還特約は、被告大学と在学契約を締結しようとする以上、個々の条項について自由に交渉する余地のない附合契約の性質をもつものであることを考え合わせると、学生の窮迫に乗じたものであるという原判決の指摘するような側面のあることも否定できない。

しかしながら、大学には入学定員があつて、その遵守が求められており、大学はこの定員に応じて所定の人的、物的教育設備を整える義務を負つており（学校教育法三条、同法施行規則六六条）、入学年度の開始時に定員を充足しないときには、学期の途中においてこれを補充することは難しいこと、入学辞退者が出たため定員を充たすことができない場合にも大学はそれに応じて役務内容を縮小し得るものではないだけでなく、大学にとつて重要な財源の一つである国庫補助金も入学定員と在籍学生の割合によつては減額されたり、支給を受けられなくなつたりする実情にあること（私立

学校振興助成法五条、六条）を考え合わせると、入学辞退に伴つて生じることがある損害の負担を入学辞退者に求めることは相当の合理性をもつものであり、このような目的をもつ本件不返還特約を公序良俗に反するとはできない。

三 ところで、原判決の認定によれば、原告は平成一三年三月二日、被告大学から入学試験の合格通知を受け、同月八日午後三時までに所定の学生納付金を納入しなればならないとの被告大学の定める入学に關する手続に従つて同月五日これを納入し入学手続を完了したのである。

しかしながら、原告は、当時、別に受験を予定していた神戸大学医学部の後期日程入学試験に合格すれば同大学に入学したいと考えていたところ、同大学に合格することとは不確実であつたことから、前記のとおり被告大学への入学手続をとつたのである

が、同月二日神戸大学の入学試験に合格し、同月二六日同大学への入学手続を完了したため、同日被告大学に対し入学辞退を申し出るとともに、翌二七日付けで入学辞退申請書を提出し入学辞退の意思表示をしたのである。

これに対し、被告大学は本件不返還特約があることを理由に授業料等を返還する義務はないというのである。しかしながら、本件不返還特約は、大学が入学手続後の入学辞退によって生じることのある大学側の損害のてん補を目的とすることにその合理性を有すると解すべきところ、原判決の認定によれば、平成一三年度においては入学辞退者が出たものの順次繰上合格者を発表した結果、定員を充たすに足るものが入学手続をとったため、最終的には入学辞退による損害が生じていないのであって、本件不返還特約はそれが依拠した合理的理由を失っていると考えられるのである。

もとより損害賠償の予定をし、その支払を約した者は、損害が発生しないことを理由に、あらかじめ約した損害金の支払を拒むことができるというわけではない。

しかしながら、本件不返還特約は、自由な意思に基づくものとはいうものの、前記のとおり大学において一方的に定め、在学契約を締結しようとする者はこの特約を排除して契約を締結する余地のないものであることから、合格通知を受けた学生は限られた時間内にその手続をとることを求められているため、やむなくその後の入学辞退の可能性を残しながら授業料等を納入して

入学手続を終えたものの、より志望の強い大学の試験結果を待っている者が少なくないという実情にある。どの大学において教育を受けるかは当該学生の意思が最大限に尊重されるべきところ、授業料等が入学後に受ける役務の対価であり、それが高額なものであるにもかかわらず本件不返還特約が有効とされるのは、入学辞退に伴い大学が予定した数の入学者を確保することができないことによつて大学の被る損害は無視し得ないものとなることがあるため、これを入学辞退者に負担させることはそれなりの合理性があると考えられるからである。したがって、入学辞退があつても、予定入学者の不足という本件不返還特約の有効性を根拠付けた前提を欠いた場合には、本件不返還特約を根拠に役務の対価としてあらかじめ受けた授業料等の返還を当然に拒否し得るものではないといふべきである。

四 ところで、私立大学の運営経費は一般的に学生の学生納付金と寄付金及び国庫補助金によつて賄われており、入学定員を遵守しない大学は所期の国庫補助金を受けられない場合があることから、各大学とも入学定員を基準にはするものの、それを超える相当数の学生を入学させようとしていることがうかがわれる。私立大学等経常費補助金取扱要領においても、在籍学生数の定員に対する割合が相当程度超えたときは、補助金を交付しないこととしているが、学則上の定員遵守を必ずしも厳格に求めているわけではないので、多くの私立大学は学則上の定員を超えて入学させること

を念頭に、入学辞退者を見込んだ数の合格者を発表し、所定の入学者数を確保しているのである。

ところが、医学部においてはその教育内容の性質上、少人数教育が必要であることから定員の遵守が強く求められ、補助金の交付においても在籍学生数の定員に対する割合を厳しく規制され、その基準を超える場合には補助金を交付しないものとされていることもあつて、入学定員の管理は他学部におけると異なる厳しさが求められているのである。そのため、入学辞退者を繰り込んだ数の合格者を発表するには限度があることから、限られた期間に入学定員に相当する学生を確保するために格段の努力をしている大学が少なくないことがうかがえるのである。

被告大学も、このような医科大学における特殊な事情から、早期に入学意思の固い者を判別し、入学定員を確保するため授業料等を含む学生納付金を納付して入学手続を済ませ、入学を辞退した場合の学生納付金の返還期限を設ける本件不返還特約は入学定員確保のために必要であるといふのである。

確かに、一般的には高額の学生納付金を支払つて入学手続を終えた者は入学の意思を持つていてあると期待し得るものと考えられるが、実際には原告のように真意は他のより強い志望を抱く大学がありながら当該大学への合格可能性を考え、いわば滑り止めのために入学手続をとる者は少なくないはずである。現に原判決の認定によ

れば、平成一三年度の被告大学の入学試験において、合計一二五名の繰上合格者を発表し、そのうち一〇一名が入学手続をしたものの、二〇名が入学を辞退していることがうかがわれるのである。

被告大学においては、平成一一年度から平成一五年度までの間、現実に定員割れを生じていないのであるが、それは現時における医学部入学志望者数の多さによるものであつて、本件不返還特約がどの程度定員割れ防止に効果的な役割を果たしているかは甚だ疑問であるといわなければならぬ。もとより、繰上合格は入学試験の成績に応じて順次決定されると考えられ、その時期が遅くなるほどその入学試験における成績の低い者が合格することになるのであるから、大学としては繰上合格の手続をすることは避けたいところではある。しかしながら、他方、複数の大学を受験している学生が志望の程度の高い学校を選択しようとすることも避け難いのであつて、本件不返還特約が入学辞退による定員割れ防止や学力水準の高い学生の確保において果たす現実的役割はそれほど大きいものとは考えられないのである。

むしろ、実際には本件学生納付金は入学金のほか授業料、実習料、施設拡充費、教育充実費に分けて徴収されているものの、費用の名目と支出との間に対応関係があるわけではないと、前記のとおりその金額は極めて高額であつて、その金額が被告大学の財政基盤の確立に寄与するものとして機能しているのである。

この点について、被告大学は、医学部学生の教育には相当の資金を要するのであって、学生が在学中に受ける教育に要する費用に照らせば、本件不返還特約に係る金額は著しく高額なものではなく、本件不返還特約は経済的合理性を欠くものではないと主張する。

確かに医学部学生の教育には相当の費用を要するのであって、被告大学の運営は主として学生納付金と国庫補助金と附属病院における医療収入とで賄われているところ、本件不返還特約は在学生の負担額を一定程度軽減している側面もあって、これによって被告大学が不当な利益を受けているものとは必ずしもいえない。しかしながら、医師養成に要する費用はそれが社会的費用として国庫が負担するべきものがあるにしろ、寄付金を除けば、本来受益者たる学生が負担すべきものであって、入学を辞退した者に負担を求めべきものではない。

また、被告大学は繰上合格制度などを通じて並々なぬ定員確保のための努力をしており、それによって定員割れが回避されているというのであるが、定員確保のために様々な努力がなされ、そのために生じる費用があるにしろ、それは入学準備行為のための費用であり、本来そのために徴収した入学金によって賄われるべきものである。本件不返還特約はあくまでも現在の大入試や学生の大学選択の実情の下では入学辞退による損害が無視し得ないものとなることにその合理性が認められたのである。

から、私は、入学辞退によっても予定した数の学生が入学したため、入学辞退に伴う損害が生じていないことが明らかである場合に、なお本件不返還特約を解除によって給付しないこととなった役務の対価たる極めて高額に及ぶ授業料等の返還を拒否するというのは背理であると考えるのである。

被告大学は、原告が本件不返還特約を知悉し、それを承認した上で在学契約を締結し、自己の判断で入学辞退を選択したものであり、その際にそれなりの利益衡量をしているのであるから、被告大学の本件不返還特約に基づく権利主張は正当性をもつものである。確かに原告は本件不返還特約を承知の上で一連の選択をしたものではあるが、前記のとおりこの特約は在学契約締結に際して当事者間の自由な交渉の中で合意されたものではなく、被告大学が一方的に定め、契約を締結しようとする以上選択の余地のないことからこれに應じたものである。そして、本件不返還特約の目的は、学生の入学辞退に伴い所定の入学者を確保できなかったことよって生じる被告大学の経済的損失が大きいため、これを入学辞退した学生に負担させることには相当の合理性が認められるために学生もこれに応じたと考えられる余地もあり、そのことは被告大学も否定し得ないはずである。したがって、入学辞退があつたにもかかわらず所定の入学者があつて、大学にこの特約が前提とした損害が生じていない以上、入学辞退が学生の利益衡量による選択の結果

であるという理由で授業料等の不返還を正当化できるものではないと考える。

結局、繰上合格により被告大学の定員が充足されたことよって、授業料等の本件不返還特約はその合理性を根拠付けた前提を欠くことが明らかであるから、このような場合には、本件不返還特約のおかれた目的、態様に照らし、当事者の衡平の見地から、被告大学がこれを理由に原告の授業料等の返還請求を拒否することは、信義に反し許されないものと考えざるを得ないのである。

本件不返還特約自体は有効であるが、被告大学は入学手続後の入学辞退に伴つて生じた損害が生じていないにもかかわらず、本件不返還特約の存在を理由に在学契約解除後の授業料等の返還を拒否することはできないと解すべきであつて、本件授業料等の返還請求を認容した原判決は結論において正当であり、本件上告は棄却すべきものである。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 古田 佑 紀

裁判官 津 野 修

裁判官 今 井 功

裁判官 中 川 了 滋

裁判官滝井繁男は、退官につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 古田 佑 紀

別紙 当事者目録

△住所略▽

平成一六年(受)第二二一七号上告人・同

第二二一八号被上告人

学校法人大阪医科大学

同代表者理事長 國 澤 隆 雄

同訴訟代理人弁護士 依 正 市

寺 内 則 雄

△住所略▽

平成一六年(受)第二二一七号被上告人・

同第二二一八号上告人

X

同訴訟代理人弁護士 小 谷 眞 一 郎

松 丸 正 細 川 亨 子 雄

國 府 泰 道 中 西 啓

片 山 文 雄 目 方 研 次

堀 江 直 樹 細 田 祥 子

高 木 吉 朗 山 本 明 人

中 西 裕 人 安 尾 明 裕

中 島 宏 治 日 高 清 司

山 本 健 司 菊 井 康 夫

岡 崎 宜 利 田 中 俊

河 野 惣 ぼか

平成一六年(受)第二二一七号上告代理人依

正市、同寺内則雄の上告受理申立て理由

△略▽

平成一六年(受)第二二一八号上告代理人小

谷眞一郎の上告受理申立て理由△略▽